

第1期中川村こども・若者支援計画

令和7年（2025年）3月
中 川 村

あいさつ

令和5年から令和6年度末にかけて、中川村こども・子育て会議が中心になって議論してきましたこども・若者支援計画がまとまりました。乳幼児から39歳までの村民を若者として捉えて、健やかな成長を支え、求めるものを満たすことが出来るように様々なかたちの支援を行う5年間の1期とした計画です。

この計画の根拠となる「こども基本法」では、すべての子どもが身体的にも精神的にも社会のなかで幸せな状態で生活することができる社会を目指すために、こども施策に関する基本方針・重点事項を定める「市町村こども計画」の策定に努力するよう求められていました。村は、こども・子育て支援事業計画として乳幼児から18歳までの生徒を対象にして各種の支援事業を設けて実施してきたところです。これまでの流れを受けて、乳幼児期からの子育て支援と、こどもや子育て家庭がかかえる様々な問題に対応する総合施策「こども大綱」を受けて、村も、総合的な施策推進のために策定したのが「中川村こども・若者支援計画」です。

お手にしてお読みいただきたいと思います。今計画の背景から本計画の目指すもの、及び対象者、計画の対象期間などが先ず記してあり、こども・若者をとりまく現状を分析したうえで、こどもの幸せを追求するうえでの村の課題がまとめられております。そのうえで、計画の基本理念・4つの基本目標を定め、基本目標の施策展開を事細かく示したものになっています。

思うに、努力義務とせず、具体的な目標数値を掲げる計画としたことで、村のこども・子育て、若者への支援を進める村の意思の現れとみていただければ幸いです。

結びに、計画策定に当たって実施したアンケート調査にご協力いただいた、小学生から25歳までの若い村民の皆さんに感謝し、令和5年度から令和6年度末の間、4回に亘る会議で答申をいただいた下平裕司会長とするこども・子育て会議の皆様に誌面をお借りして感謝申し上げ発刊にあたってのごあいさつとします。

令和7年3月

中川村長 宮下健彦

目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 背景.....	1
(1) 近年の国のこども施策の動向.....	1
(2) こどもを中心とした総合的なこども施策の推進.....	1
2. 本計画の趣旨と対象.....	2
(1) 趣旨.....	2
(2) 対象.....	2
3. 計画の要素と位置づけ.....	3
(1) 根拠法.....	3
(2) 計画の要素と名称.....	4
(3) 計画の位置づけ.....	5
3. 計画の期間.....	5
第2章 本村のこどもを取り巻く現状.....	6
1. 人口・世帯の状況.....	6
2. 出生・結婚の状況.....	8
3. 子育ての状況.....	9
(1) 子育ての分担状況.....	9
(2) 母親の就労状況.....	9
(3) 子育て家庭の暮らしのゆとり.....	10
(4) 子育てにおける悩みと相談先.....	10
4. 保育のニーズ.....	12
5. 困難を抱える家庭の状況.....	13
(1) ひとり親世帯の状況.....	13
(2) 支援制度などの利用状況.....	13
6. こどもの状況.....	15
(1) 自己肯定感、将来への希望、孤独感.....	15
(1) 居場所や相談できる人.....	15
(2) 居場所.....	16
(3) 困りごとの相談先.....	16
7. 第2期中川村子ども・子育て支援事業計画の実施状況.....	17
(1) 地域における子育て支援の取組.....	17
(2) 母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進.....	17
(3) こどもの心身の健やかな成長に資する教育の環境整備.....	17
(4) 子育てを支援する生活環境の整備.....	17
(5) 仕事と家庭の両立支援.....	18
(6) こどもの安全確保.....	18
(7) 要保護児童への対応など、きめ細かな取組の推進.....	18
8. こどもに関する本村の課題.....	19
(1) 家庭の子育てにかかる負担の軽減.....	19

(2) こどもが成長過程で「生きていく力」を身に付けられる環境づくり.....	19
(3) 社会に出た若者の自己実現の支援.....	20
(4) 子育てを見守る地域.....	20
第3章 計画の基本的な考え方.....	21
1. 基本理念.....	21
2. 基本目標.....	22
3. 施策の体系.....	23
第4章 施策の展開.....	24
基本目標1. 安心して子育てができる環境を整備する.....	24
(1) 妊娠・出産、乳幼児期の子育て支援.....	24
(2) 乳幼児の健やかな成長支援.....	25
(3) 乳幼児期の子育て家庭への支援.....	26
(4) 出産・子育てに困難を抱える家庭への支援.....	28
基本目標2. こどもの健やかな成長を地域で支える.....	30
(1) 学童期の学び・体験の機会づくり.....	30
(2) 学童期の健やかな成長支援.....	32
(3) 学童期の子育て家庭への支援.....	33
(4) 困難を抱える児童・生徒への支援.....	34
基本目標3. 若者の希望実現を地域で支える.....	36
(1) 夢や希望を実現するために挑戦する若者への支援.....	36
(2) 困難を抱える若者への支援.....	37
基本目標4. 持続可能な子育て支援事業の運用体制や施設を整える.....	38
(1) こどもを地域全体で応援する.....	38
(2) 子育て支援にかかる環境整備.....	39
(3) PDCA サイクルによる子育て支援事業の評価、展開.....	40
第5章 子ども・子育て支援事業の確保方策.....	41
1. 保育の量の見込みと確保方策.....	41
(1) 保育提供区域の設定.....	41
(2) 保育の量の見込みと確保方策.....	41
2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	43
第6章 計画の推進.....	51
1. 進捗管理.....	51
2. 推進体制.....	51
(1) こども家庭センターを中核とした連携・協働.....	51
(2) 幅広い世代の住民と協働した地域づくりの推進.....	51
資料編.....	52
1. 策定の流れ.....	52
2. アンケート調査の結果概要.....	53
3. 中川村子ども・子育て会議 設置要綱.....	61
4. 中川村子ども・子育て会議 委員名簿.....	62

第1章 計画の概要

1. 背景

(1) 近年の国のこども施策の動向

我が国では平成15年（2003年）、「次世代育成支援対策推進法」を定め、次世代を担うこどもが健やかに生まれ育成される環境の整備、家庭支援、雇用環境の整備を進めてきました¹。また同年には、「少子化社会対策基本法」を定め、少子化に対する総合的施策を推進してきました。

さらに平成27年度（2015年度）には、「子ども・子育て関連3法」が定められ、このことで地方公共団体には「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられました。以後市町村が主体となって、乳幼児期を中心とする子ども・子育て支援給付、子育て支援事業の整備などが進められてきました。

しかし近年、こどもや子育て家庭を取り巻く環境は厳しさを増しています。核家族化や共働きが進むなかで子育て世帯の負担は増加しており、こどもの貧困、児童虐待、不登校や引きこもりなどの問題も深刻化しています。

こうした状況を踏まえて国は平成22年（2010年）、「子ども・若者育成支援推進法」を施行し、こどもの成長を支援する「子ども・若者ビジョン」を策定しました。さらに平成26年（2014年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、令和元年（2018年）にはこどもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう「子供の貧困対策に関する大綱」を策定しています。また平成27年（2015年）には、「少子化社会対策基本法」に基づく新たな「少子化社会対策大綱」を策定しています。

(2) こどもを中心とした総合的なこども施策の推進

以上に示したこれまでの流れを受けて、乳幼児期を中心とした子育て支援とこどもや子育て家庭が直面する様々な問題に対応する、こどもを対象とした総合的な施策推進を図るために、国は令和5年（2023年）に「こどもまんなか社会」の実現を目指した「こども基本法」を施行し、このための総合的施策を示す「こども大綱」²を策定しました。

これによって、あらゆるこどもが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すという、政府の方針が明確に示されました。こども基本法では、こども施策に関する基本方針・重点事項などを定める「市町村こども計画」の策定が努力義務化され、全国の自治体において現在、策定が進んでいます。

¹ 当初、10年間の時限立法とされていた「次世代育成支援対策推進法」は、こどもが健やかに生まれ、育成される環境づくりの総合的な推進を継続するために、令和7年（2025年）3月まで延長されている。

² こども大綱は「少子化社会対策大綱」、「子供・若者支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化するとともに、さらに必要なこども施策を盛り込んだもの。

2. 本計画の趣旨と対象

(1) 趣旨

中川村（以下、「本村」という。）は平成27年（2015年）、「子ども・子育て支援事業計画」及び「次世代育成支援行動計画」を一体化した「中川村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子育て支援サービスの量の確保や、各種の子育て支援事業の推進を図ってきました。令和2年（2020年）には同計画の第2期を策定し、本村の最新状況に合わせて各種事業を継続的に推進して、子育て支援環境の充実を図ってきました。

この一方で、本村では少子高齢化の流れも続いており、今後もこどもを産み育てる世代の減少、生まれるこどもの減少が見込まれています。この状況のなかで、持続的・安定的にこどもの生まれ育つ良好な環境を保つためには、より総合的で幅広い視点から、こどもの健やかな成長を支えることが求められると考えられます。

そこで、第2期計画期間が満了するにあたり、国のこども施策の動きも踏まえて、こどものための施策を総合的かつ効果的に推進するために、従来の「子ども・子育て支援事業計画」の範囲を拡大した「中川村こども・若者支援計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとしました。

(2) 対象

本計画の対象は、生まれてから進学・卒業や就職などのライフステージを通じて必要な支援が途切れることのないよう、心と身体の発達過程にある0歳から39歳までと定めます。この対象を、本計画では「こども・若者」と呼びます。

3. 計画の要素と位置づけ

(1) 根拠法

こども基本法第10条第2項では、こども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村がこども計画を策定することを規定しています。

本計画はこの規定に基づき、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「子ども・若者計画」を一体のものとしてとりまとめるものです。

〈こども基本法の概要〉

目的	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための理念と取組みの方向性を示す
主な対象	心身の発達過程にある人を「こども」とする（年齢で必要なサポートが途切れないようにするため、支援が必要な39歳以下の「若者」を含む）
記載事項	1. 地方公共団体は、こども施策に関し、こどもの状況に応じた施策を策定し実施する責務を有する 2. こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に関する計画を定めることに務める 3. 以下の計画と一体的に策定することができる ・子ども・若者育成支援推進法に規定する「子ども・若者計画」 ・こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に規定する「市町村計画」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画」、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」等 4. こども施策を策定・実施・評価するにあたり、こども又はこどもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずる

〈各計画の根拠法と主な内容〉

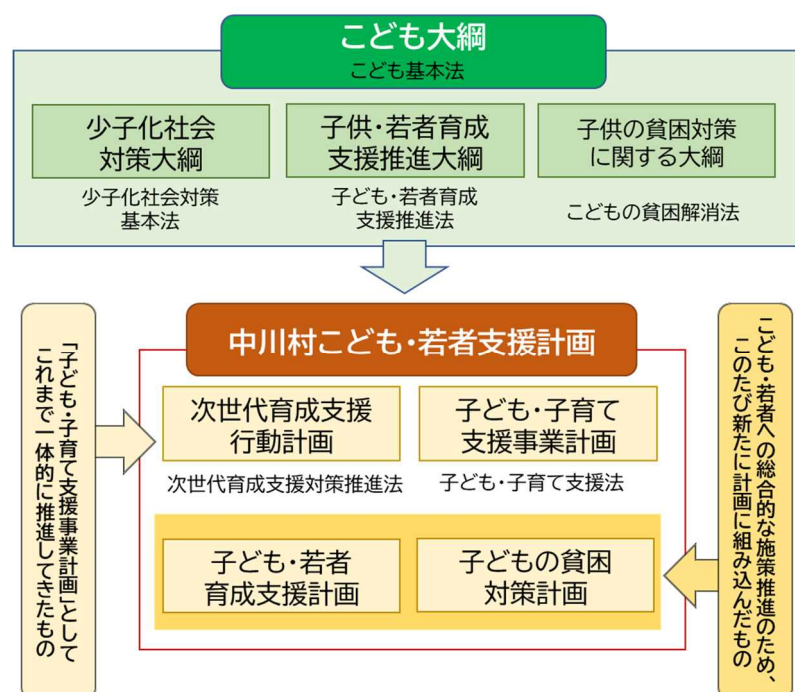
	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法第61条	次世代育成支援対策推進法第8条
目的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取り組みを推進する
内容	《基本的記載事項》 ● 教育・保育提供区域の設定 ● 幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ● 幼児期の学校教育・保育の一体的提供および推進体制の確保の内容 《任意記載事項》 ● 産後の休業および育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ● 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導および知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	1) 地域における子育ての支援 2) 母性並びに乳児および幼児等の健康の確保および増進 3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4) 子育てを支援する生活環境の整備 5) 職業生活と家庭生活との両立の推進等 6) 子どもの安全の確保 7) 要保護児童への対応等きめ細かな取り組みの推進

	こどもの貧困対策計画	子ども・若者計画
根拠法	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項	子ども・若者育成支援推進法第9条第2項
目的	全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を構築する ＞子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を持ち、こどもを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じる	全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を構築する ＞子ども・若者が自身の不安・悩みや身の回りのトラブル等について、発達段階に応じて、主体的に他者に相談し、支援を求めることができる体制を整備する
内容	●教育の支援 ・幼児教育・保育の無償化 ・地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築・大学等、進学に対する教育機会の提供 ・特に配慮を有する子どもへの支援 ・地域における学習支援 等 ●生活の安定に資するための支援 ・妊娠出産期、乳幼児期における支援 ・保護者の生活支援 ・子どもの生活支援、就労支援、住宅支援 ・児童養護施設退所者等への支援 等 ●保護者に対する職業生活の安定 ・職業生活の安定と向上のための支援 ・ひとり親に対する就労支援 等 ●経済的支援 ・各種手当の支給、教育費負担の軽減 等	●全ての子ども・若者の健やかな育成（自然・文化・ICT体験環境の充実、少人数学級、健康・安全教育、消費者教育 等） ●困窮を有する子ども・若者やその家族の支援（孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困対策、複合的課題への支援 等） ●創造的な未来を切り開く子ども・若者の応援（持続可能な開発のための教育、教科等、横断的な学習、地域貢献活動の促進 等） ●子ども・若者の成長のための社会環境の整備（多様な居場所づくり、地域と学校との協働、ネット利用の適正化、働き方改革 等） ●子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援（企業等の参画促進、教師の資質能力の向上 等）

（２）計画の要素と名称

本計画は、「第2期子ども・子育て支援事業計画」が包含していた「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」に加えて、新たに「子ども・若者育成支援計画」及び「子どもの貧困対策計画」を統合します。

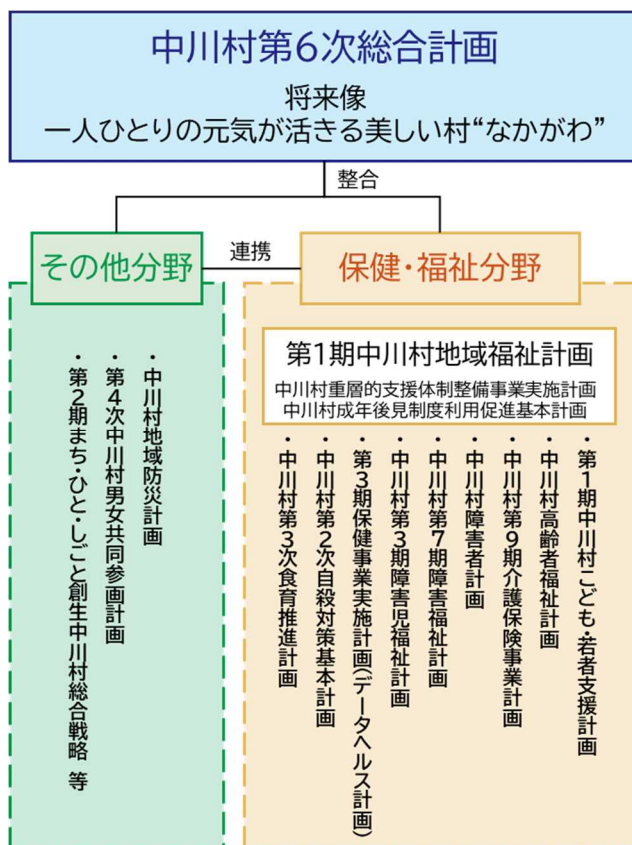
このことで、こども・若者への総合的な支援施策を定めるものとし、計画の名称を「中川村こども・若者支援計画」とします。



（３）計画の位置づけ

本計画は、本村のむらづくりの指針となる「第６次中川村総合計画」を最上位計画として位置づけます。

また保健・福祉分野では、「第１期中川村地域福祉計画」を上位計画として整合を図るほか、他の保健・福祉分野の計画とも整合・連携を図ります。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度（2025年度）から令和11年度（2029年度）までの5年間とします。

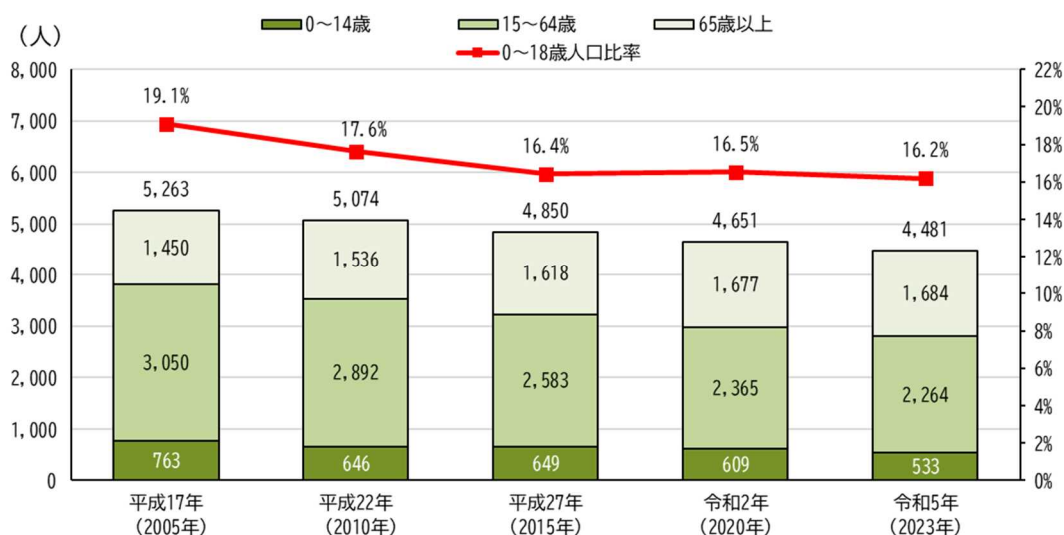
第2章 本村のこどもを取り巻く現状

1. 人口・世帯の状況

平成17年（2005年）以降の人口推移をみると、総人口は平成17年（2005年）の5,263人から令和5年（2023年）の4,481人まで、減少が続いています。内訳をみると、0～14歳、15～64歳の人口が減少傾向にある一方、65歳以上の人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいます。人口に占める0歳から18歳の占める割合も、平成17年（2005年）の19.1%に比べ、令和5年（2023年）には16.2%と減少しています。

将来人口の推計をみると、40年後（令和42年（2060年））までに、村の人口全体は4,651人から2,757人と59.3%に減少（うち0～14歳人口は609人から333人と54.7%に減少）することが見込まれています。

図1 総人口と0～18歳人口の割合



出典：総務省「国勢調査」、長野県「長野県の人口と世帯数」

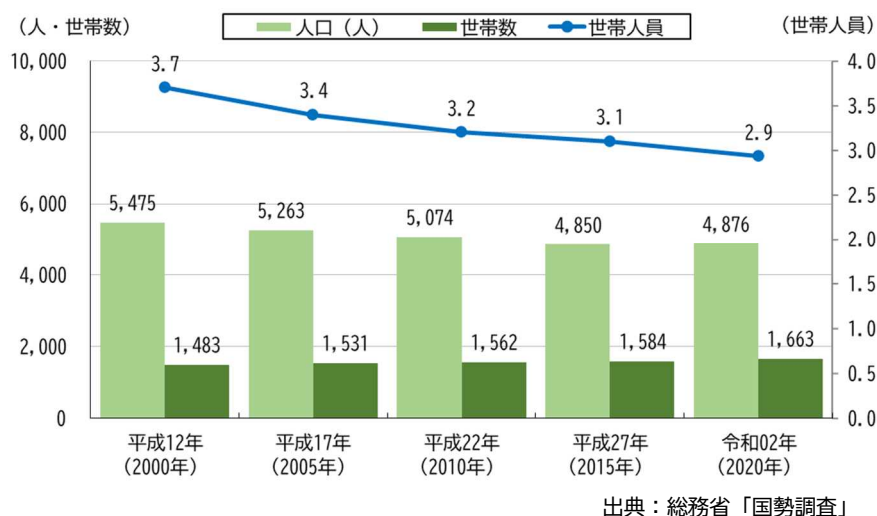
図2 将来人口の推計



出典：国立社会保障・人口問題研究所の推計より中川村が独自に推計

人口が減少するなかで、世帯数は増加傾向にあり、1世帯あたりの人数は減少しています。核家族化が進んでいると考えられます。

図3 総人口・世帯数・世帯人員数



18歳未満のこどものいる世帯の数は減少を続けています。またその内訳をみると、核家族が増加し、平均世帯員数は減少を続けています。

図4 18歳未満のこどものいる世帯数

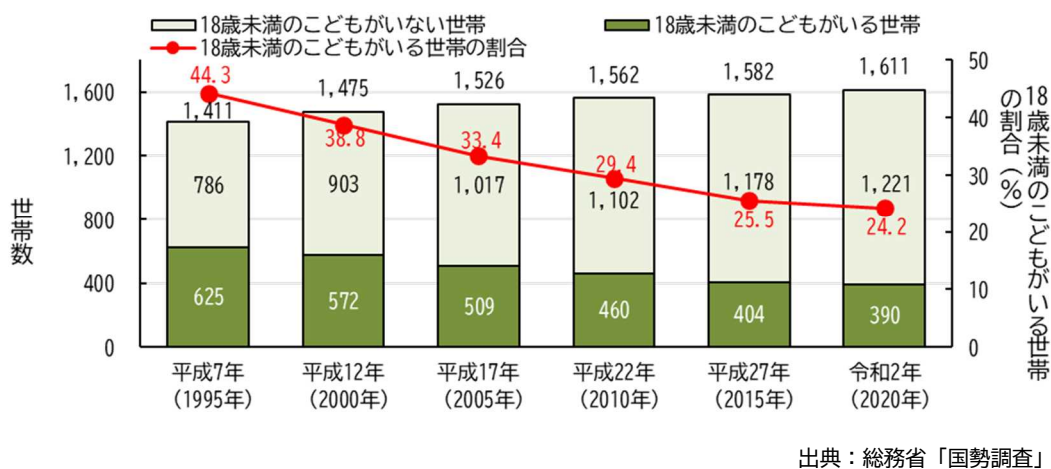
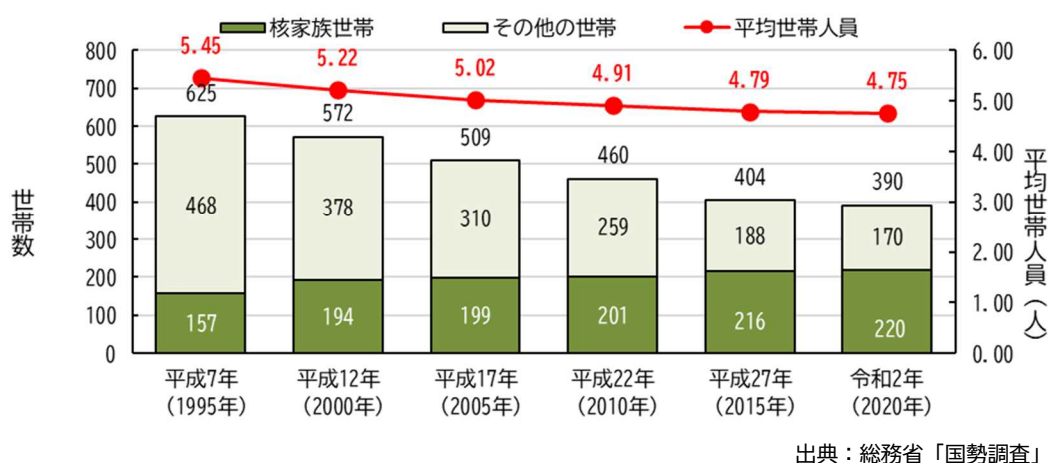


図5 18歳未満のこどものいる世帯の類型及び平均世帯人員



2. 出生・結婚の状況

過去10年の出生数をみると、変動はあるものの全体としては減少傾向にあります。

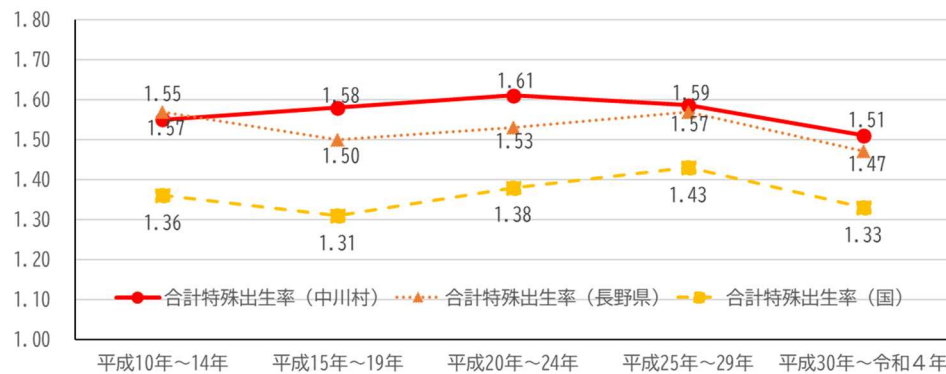
図 6 出生数の推移



出典：長野県「毎月人口異動調査」

本村の合計特殊出生率は1.5～1.6で推移しています。長野県平均とほぼ同水準、国平均よりは高い水準で推移しています。

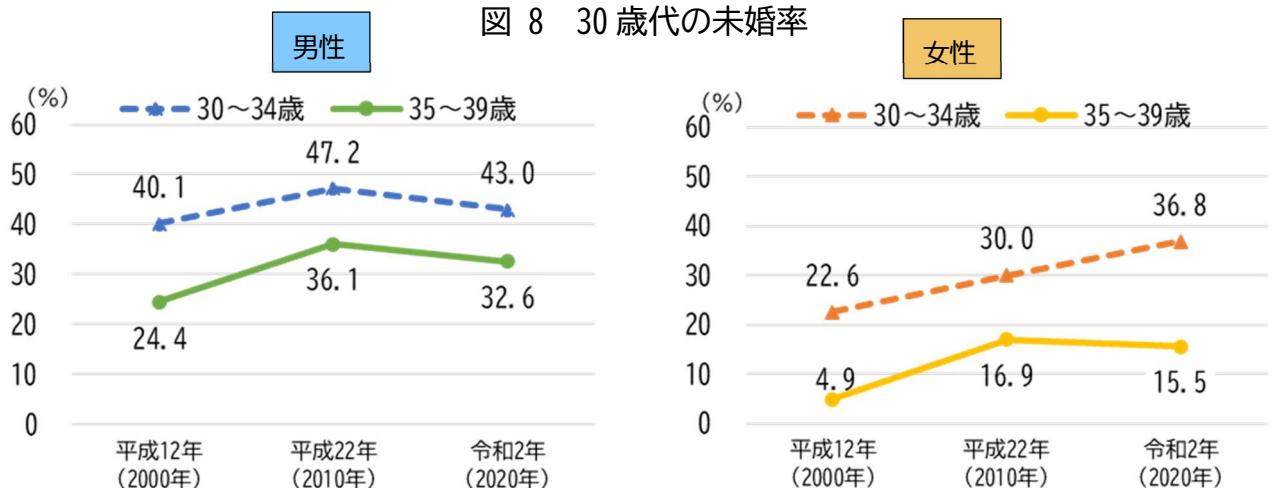
図 7 合計特殊出生率の推移



出典：厚生労働省「人口動態保健所・市区町村別統計」

30歳代の未婚率をみると、概ね平成22年(2010年)から令和2年(2020年)にかけては下がりましたが、30歳代前半の女性は増加が続いています。令和2年(2020年)の30歳代後半の未婚率は、男性が32.6%、女性は15.5%となっています。

図 8 30歳代の未婚率



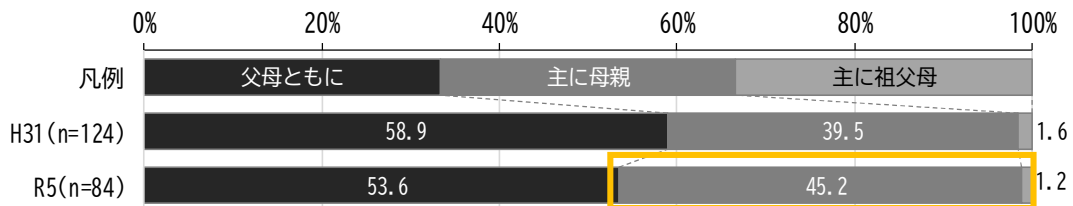
出典：総務省「国勢調査」

3. 子育ての状況

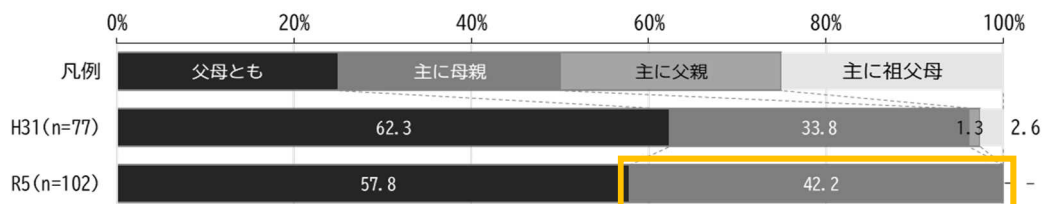
(1) 子育ての分担状況

家庭のなかで子育てを主に行っている人を見ると、「父母ともに」が半数を超えています。一方で「主に母親」との回答も4割を超えている状況です。また、「主に母親」の割合は、この5年間で増加しています。

図 9 子育てを主に行っている人
〈未就学児の保護者〉



〈小学生の保護者〉

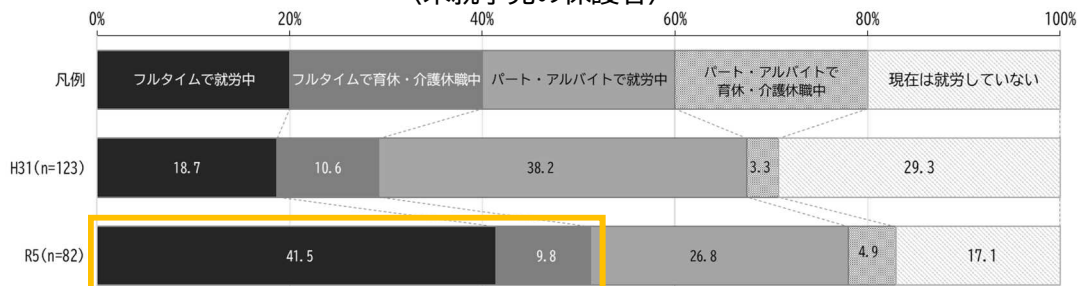


出典：中川村「令和6年 保護者アンケート調査」

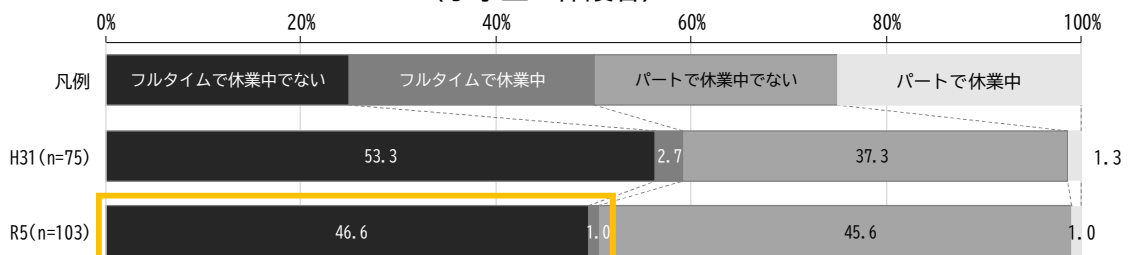
(2) 母親の就労状況

母親の就業状況を見ると、未就学児の母親のフルタイム就労の割合（休職中含む）は51.3%で、5年前から22.0ポイントと大きく増加しています。小学生の母親のフルタイム就労の割合（休職中含む）は47.6%です（5年前より8.4ポイント減少）。

図 10 母親の就業状況
〈未就学児の保護者〉



〈小学生の保護者〉

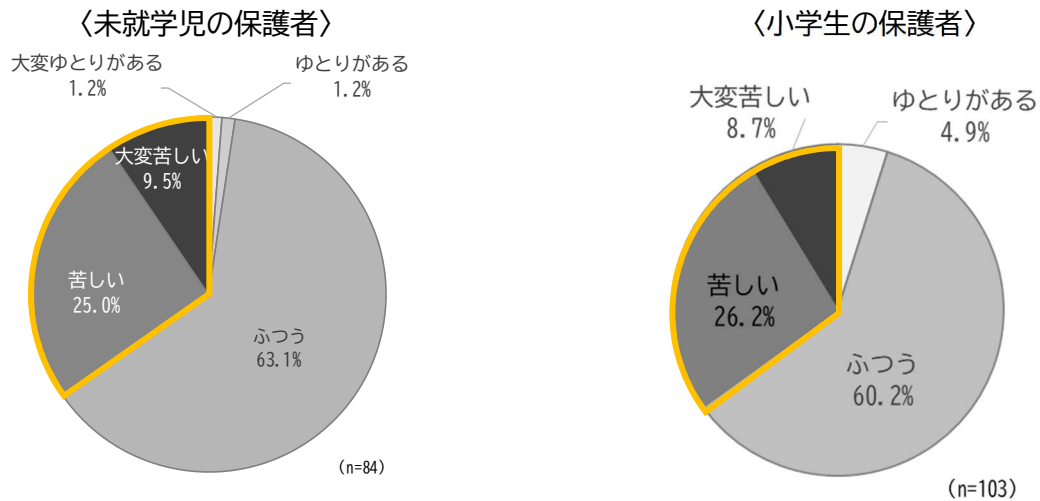


出典：中川村「令和6年 保護者アンケート調査」

(3) 子育て家庭の暮らしのゆとり

子育て家庭に「暮らしにゆとりがあるか」について聞いたところ、「苦しい」「大変苦しい」の合計割合は未就学で34.5%、小学生で34.9%となっており、約3世帯に1世帯の水準となっています。

図 11 暮らしにゆとりがあるか

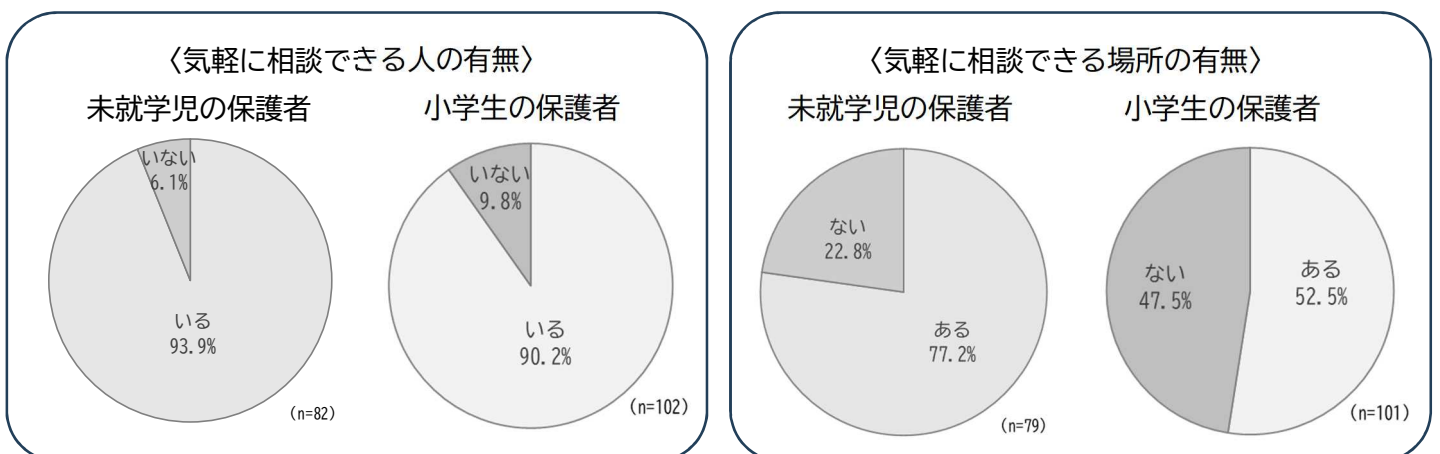


出典：中川村「令和6年 保護者アンケート調査」

(4) 子育てにおける悩みと相談先

子育ての悩みの気軽な相談先の有無についてみると、「相談できる人」では9割以上の保護者が「いる」と答えている一方、「相談できる場所」では未就学児の保護者の22.8%、小学生の保護者の47.5%が「いない」と回答しています。

図 12 子育ての悩み（複数回答）

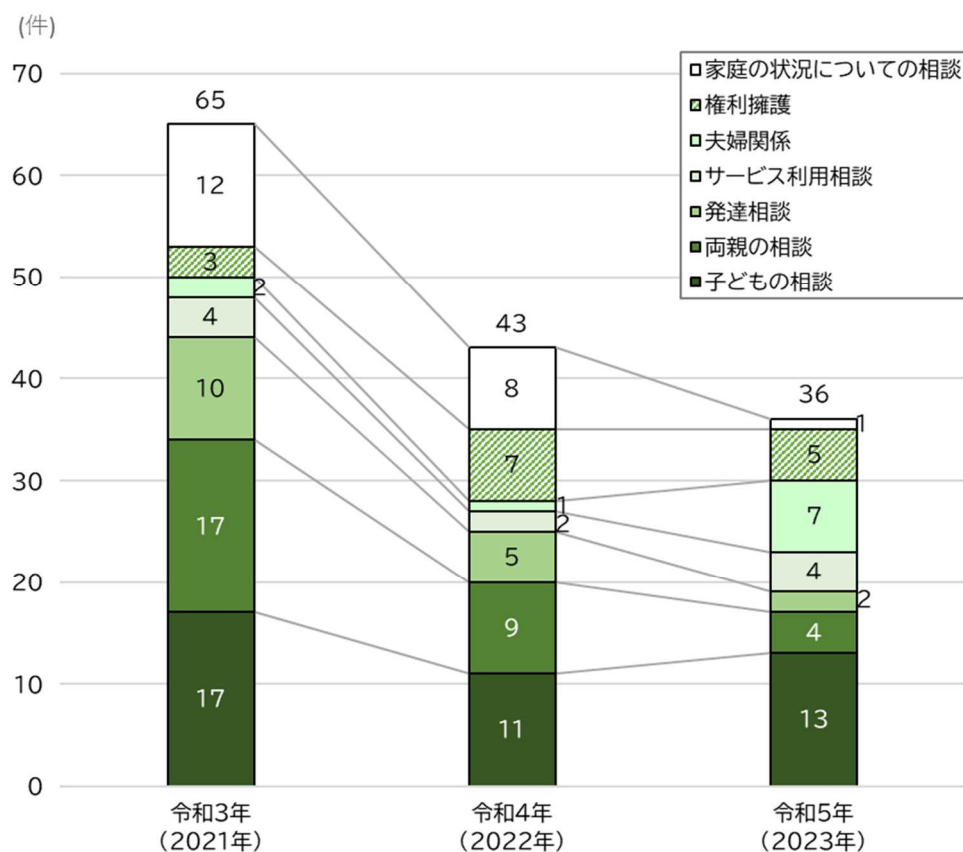


出典：中川村「令和6年 保護者アンケート調査」

家庭児童相談の新規受理件数をみると、ここ3年で全数は減少しています。

令和5年（2023年）の内訳をみると「子どもの相談」が13件で最も多くなっています。次いで多いのが「夫婦関係」と「権利擁護」の相談で、これらは令和3年（2021年）に比べて相談件数が増加しています。

図 13 家庭児童相談新規受理件数の推移

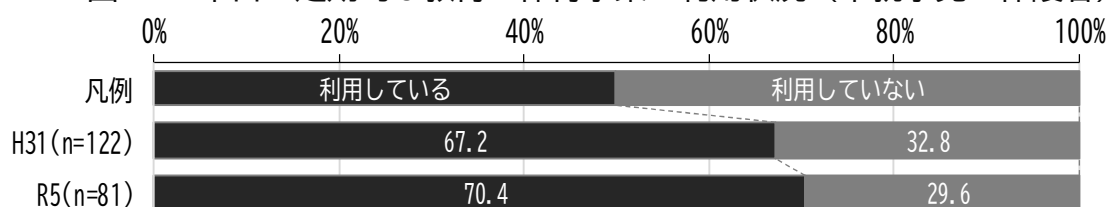


出典：中川村の統計

4. 保育のニーズ

保護者の保育に対するニーズをみると、平日の定期的な教育・保育事業を利用して
いる割合は、平成 31 年（2019 年）の 67.2%から令和 5 年（2023 年）の 70.4%に増加
しています。

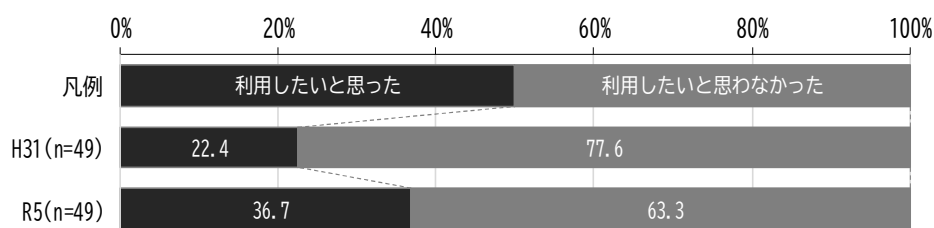
図 14 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（未就学児の保護者）



出典：中川村「令和 6 年 保護者アンケート調査」

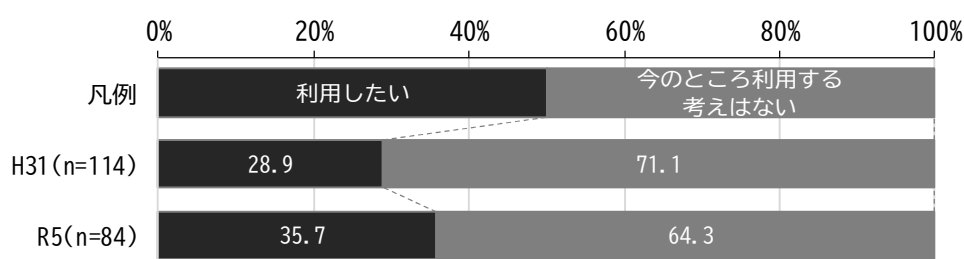
また、「病児・病後児保育やファミリーサポートセンター事業などの利用意向」
「不定期の一時預かりなどの利用意向」についてみると、いずれも平成 31 年（2019
年）から令和 5 年（2023 年）で「利用したい」という意向が増加しています。

図 15 病児・病後児保育やファミリーサポートセンター事業などの利用意向
（未就学児の保護者）



出典：中川村「令和 6 年 保護者アンケート調査」

図 16 不定期の一時預かりなどの利用意向（未就学児の保護者）



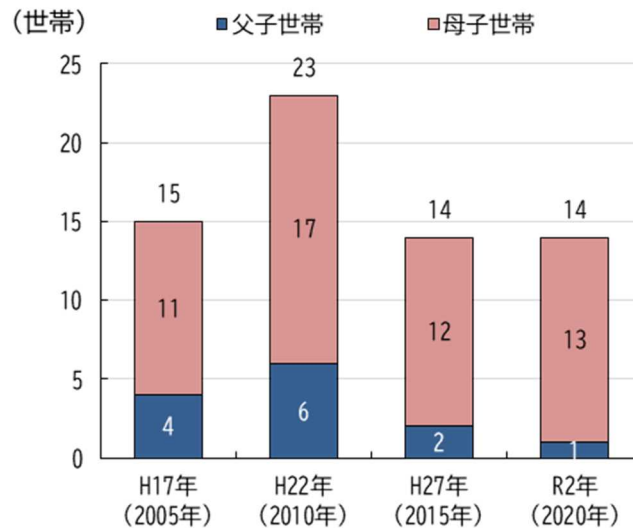
出典：中川村「令和 6 年 保護者アンケート調査」

5. 困難を抱える家庭の状況

(1) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯は、15～20 世帯程度で推移しています。ひとり親世帯の多くが母子世帯となっています。

図 17 ひとり親世帯数の推移

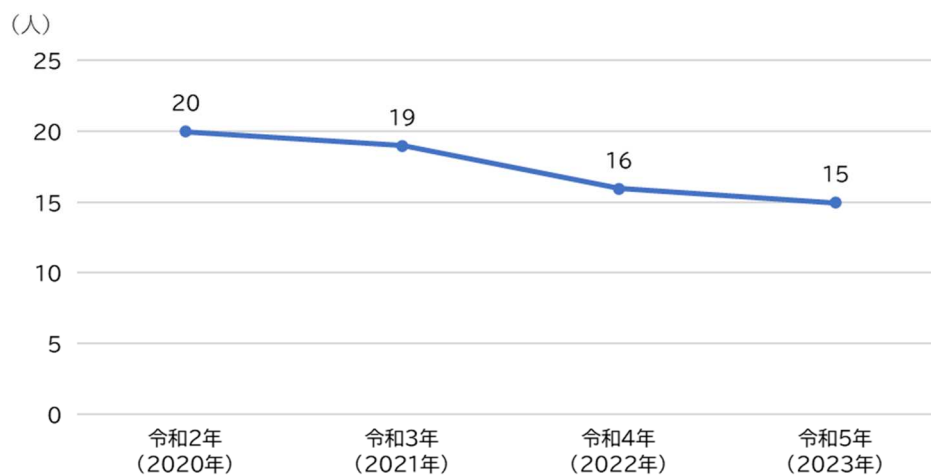


出典：総務省「国勢調査」

(2) 支援制度などの利用状況

児童扶養手当受給世帯は、概ね 15～20 世帯で推移しています。

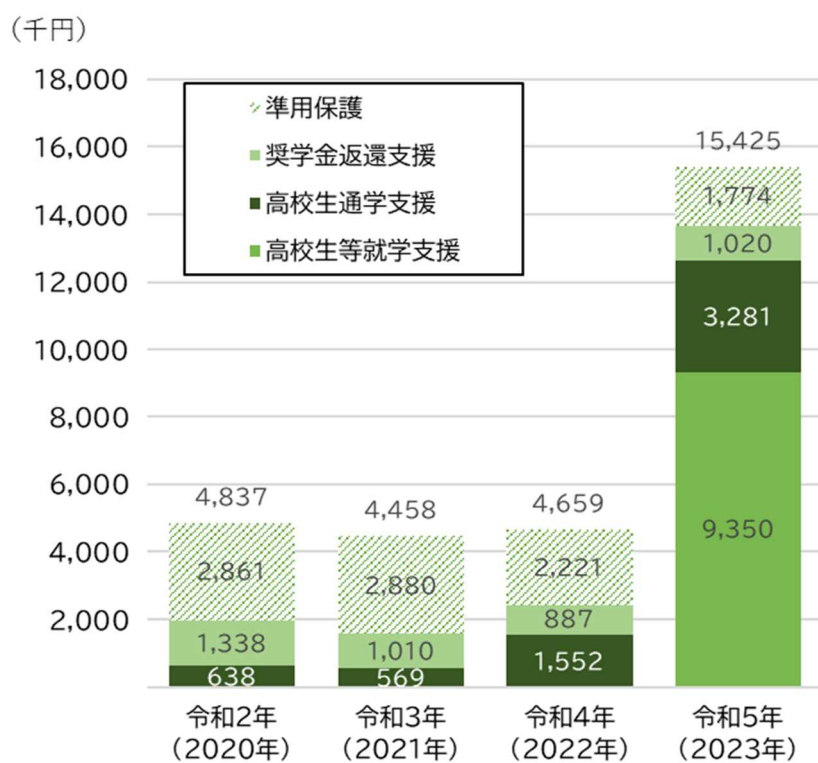
図 18 児童扶養手当受給世帯数の推移



出典：中川村統計

修学や進学に対する支援制度の利用者数は以下のとおりです。令和5年（2023年）より開始した「高校生等就学支援」については大きな利用額があります。

図 19 修学や進学に対する支援制度の利用者数



出典：中川村の統計

6. こどもの状況

(1) 自己肯定感、将来への希望、孤独感

こどもの自己肯定感、将来への希望、孤独感をみると、小中学生では全国平均に比べて自己肯定感・将来への希望が低く、孤独とを感じる割合が高い傾向となっています。16～25歳では、自己肯定感・孤独感は全国平均より良い状況ですが、将来への希望は全国平均より低くなっています。

図 20 現在の自分が好きか

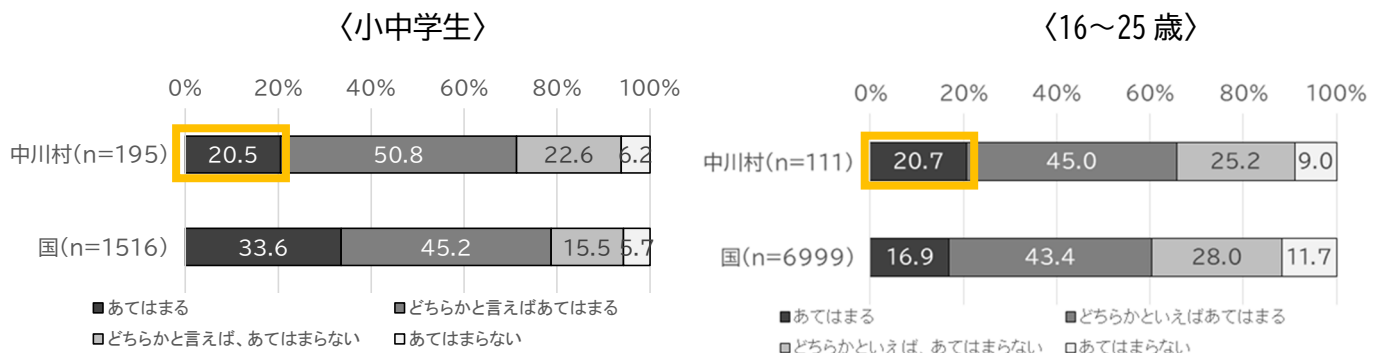


図 21 将来について明るい希望を持っているか

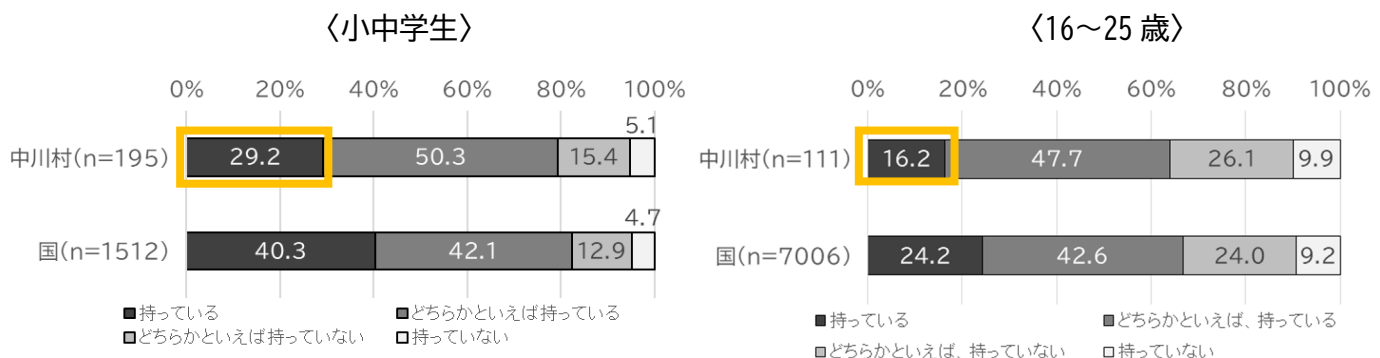


図 22 孤独と感ずることがあるか

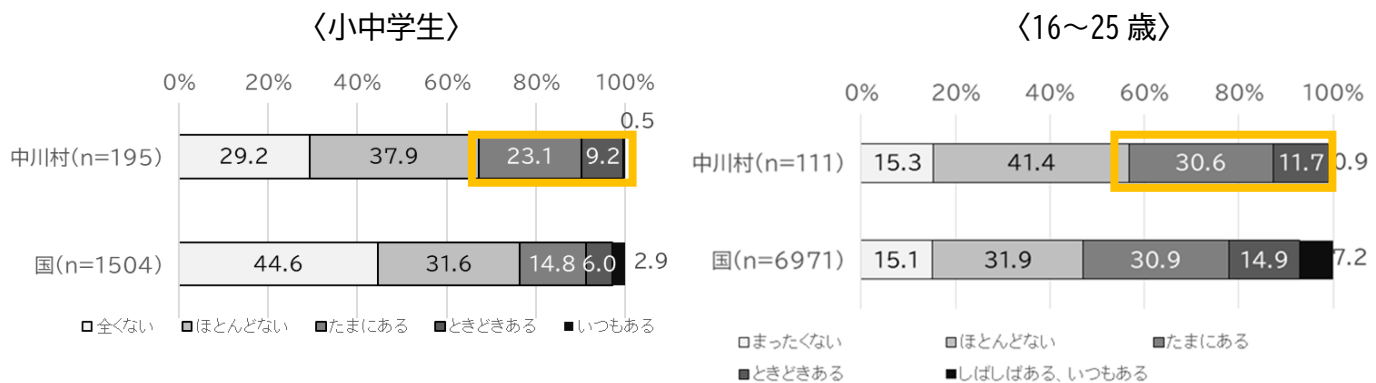
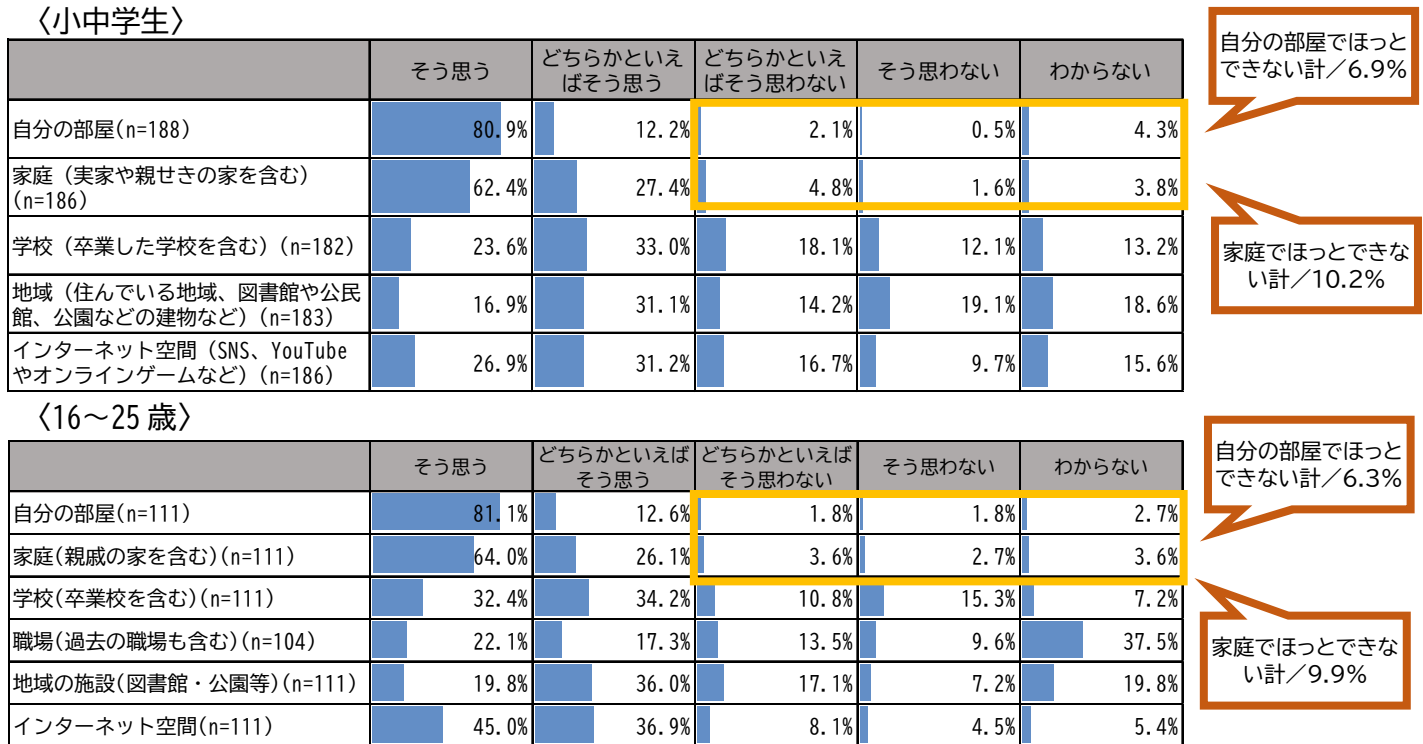


図 20～22 出典：中川村「令和6年 子ども・若者アンケート調査」
内閣府「令和4年 子ども・若者の意識と生活に関する調査」
(本村小中学生は国の10～14歳と、本村16～25歳は国の15～39歳と比較)

(2) 居場所

こどもに日常的な居場所でほっとできるかを聞くと、「そう思う」の割合は「自分の部屋」「家庭」が高い一方、これらの場所でほっとできると思えない回答が一定数あります。

図 23 ほっとできる場所だと思うか

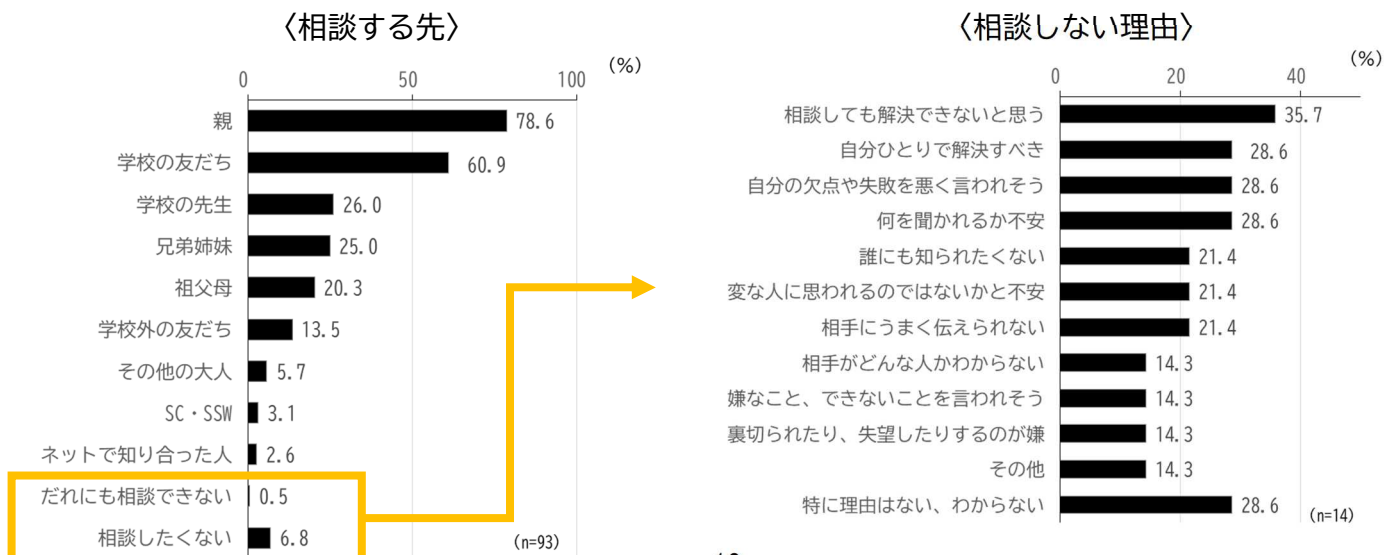


出典：中川村「令和6年 子ども若者アンケート調査」

(3) 困りごとの相談先

小中学生が困りごとや悩みごとを相談する先としては、「親」が78.6%と最も高く、次いで「学校の友だち」が60.9%となっています。一方「だれにも相談できない」「相談したくない」は合わせて7.3%です。相談しない理由を聞くと、「相談しても解決できないと思う」が最も高くなっています。

図 24 困りごとや悩みごとの相談状況(小中学生)



7. 第2期中川村子ども・子育て支援事業計画の実施状況

(1) 地域における子育て支援の取組

施策	主な成果	課題など
・地域における子育て支援サービスの充実 ・保育サービスの充実	・産前産後入所期間1か月延長 ・保育所入所拡充に伴い、片桐保育園未満児受入のための施設環境整備を実施	・核家族化など家庭内の子育てリソース減少に対応した家庭支援事業のさらなる充実 ・保育施設の老朽化への対応
・子育て支援のネットワークづくり ・児童の健全育成	・包括的な相談支援の拡充（家庭からの相談の増加、内容の多様化がみられる） ・信州型自然保育の推進	・関係各所との連携強化による多様な相談ごとへの対応力の強化 ・「つどいの広場バンビーニ」などを活かした支援体制の拡充

(2) 母性及び乳幼児などの健康の確保及び増進

施策	主な成果	課題など
・こどもや母親の健康の確保 ・食育の推進	・幅広い世代への健診、健康づくりの実施 ・教育機関と連携した食育推進	・子育て関連セクションの連携強化 ・問題を抱える家庭の早期発見と孤立の予防の働きかけ

(3) こどもの心身の健やかな成長に資する教育の環境整備

施策	主な成果	課題など
・次世代の親の育成	・保護者を対象とした子育て支援教室や情報提供の実施	・家庭の子育て力低下、愛着形成に問題のあるこどもの増加への対応 ・保護者の孤立の予防
・こどもの生きる力の育成に向けた、学校などに向けた教育環境・支援体制の整備	・専門職（CP、OT、ST）の巡回相談の拡充 ・いじめなどの未然防止、早期発見、早期対応の取組 ・ふるさと学習・体験学習の推進 ・地域未来塾の開設	・多様な学びの場のニーズへの対応 ・若者の引きこもり、ニートなどに対応できる専門機関連携や力量形成 ・新しい小中一貫校建設に伴う特色ある教育や児童クラブなどのあり方検討 ・学校と地域との関わりの強化

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

施策	主な成果	課題など
・安心して子育てができる住宅環境の整備 ・安心・安全のむらづくりの推進	・子育て世帯の住宅取得などの支援 ・道路環境や公園などの遊び場の整備を推進	・住宅補助のニーズが高く、持続的支援のための補助内容の検討 ・放課後や休日に、こどもが安心して居場所の確保

(5) 仕事と家庭の両立支援

施策	主な成果	課題など
・男女共同参画社会の実現 ・企業に対する子育てに関する啓発活動 ・仕事と子育ての両立の推進	・出産祝金の増額 ・ファミリーサポートセンターの利用負担軽減や会員補助 ・産前産後事業（出産前後の配食・ヘルパーサービスなど） ・育児休暇、子ども看護休暇などの周知・利用促進を実施	・母子・父子家庭の増加・共働き家庭の増加・子育て世帯の移住者の増加などを踏まえた、出産を前向きに考えられる環境整備 ・子育て支援事業の情報の村内外への周知

(6) こどもの安全確保

施策	主な成果	課題など
・こどもの交通安全を確保するための活動の推進 ・こどもを犯罪などの被害から守るための活動の推進 ・被害にあったこどもの保護の推進	・各種の安全教育、防犯のための教育・活動の実施	・スマホ、動画サイト、ゲームなどに関わる低年齢化、インターネットをはじめとする犯罪リスクの多様化への対応（リテラシー教育など） ・地域全体で子どもを育てるという意識の啓発

(7) 要保護児童への対応など、きめ細かな取組の推進

施策	主な成果	課題など
・児童虐待防止策の充実 ・ひとり親家庭の自立支援の推進 ・障がい児施策の充実	・低所得世帯を対象にした、給食費や学習用品などに対する就学援助 ・給食費や学力検定料についての補助金交付 ・中学校卒業後の高校生等就学・通学支援、奨学金返還金支援などの実施	・困窮世帯の増加に対応できる持続的な支援のあり方検討 ・発達特性による生きづらさ、愛着形成上の問題、家庭の困窮、虐待の世代間連鎖、ヤングケアラーなど様々な問題を抱える子どもやその家庭が孤立しないよう、支援の拡充、包括的な相談支援体制の整備 ・虐待の防止、差別解消のための権利擁護の体制整備、人権教育・啓発 ・要保護児童対策地域協議会の充実

8. こどもに関する本村の課題

(1) 家庭の子育てにかかる負担の軽減

- ・ こどもの人口が減る一方で、こどものいる世帯の核家族化が進んでいます。母親のフルタイム勤務の割合もここ5年間で増加しているとみられます。
- ・ 3歳未満児の保育所利用、放課後児童クラブなどの保育ニーズが増加傾向にあります。病児・病後児保育や一時預かりなど、ニーズも多様化しているとみられます。
- ・ 子育て支援事業の現場では、家庭内での子育てに割ける力や余裕の低下がうかがえます。また、子育て家庭のおよそ3世帯に1世帯が「暮らしにゆとりがない」と回答している状況です。

核家族化や共働き化が進むなかで、家庭において子育てに割けるリソース³が減少しているとみられ、子育て家庭支援事業のさらなる充実が求められます。フルタイムの共働き世帯が多数を占めるなか、ニーズに沿った支援の拡充や、子育てに伴う様々な悩み・困りごとへの対応が必要です。

(2) こどもが成長過程で「生きていく力」を身に付けられる環境づくり

- ・ 本村のこどもは全国平均に比べて自己肯定感が低く、将来への希望を持ちにくく、孤独を感じやすい傾向がみられます。
- ・ 家庭の子育て力の減少に伴い、放課後などに居場所がない状態にあるこどもがいる恐れがあります。
- ・ スマートフォンなどの電子機器利用の低年齢化や、インターネットをはじめとした犯罪手口の多様化などがみられます。それらの適切な活用のための指導・教育が求められています。
- ・ 児童扶養手当受給世帯などの経済的な支援を要する家庭が一定数みられること、また、高校生通学支援の利用者の増加、窓口への相談内容の傾向などから、経済的支援を要する子育て家庭の増加がうかがえます。
- ・ 相談窓口などの担当部署からは、発達特性や家庭問題、不登校などに対応する重要性が示されていることに加え、愛着形成に問題のあるこども、配慮・支援を要するこどもが増加傾向にあるとされています。

本村で生まれたこどもが、心と身体を健やかに成長させ、その過程において将来社会で生きていくための力を身に付けられるよう後押しすることが重要です。そのための学びや体験機会の提供、安心できる居場所の確保、また困難に直面することもやその家庭への支援が求められます。

3 リソースとは、(子育てに割ける)人、時間のこと。

(3) 社会に出た若者の自己実現の支援

- ・本村の16～25歳の若者は、全国に比べて将来への希望を持つ割合が低い状況です。
- ・30歳台の未婚率は上昇傾向にあること、住宅確保に対する補助制度の利用ニーズが高い状況が続いていることなどから、社会に出た後の自立や結婚などにおいて、支援を要する若者が一定数いることが推測されます。

本村で成長し、学童期を卒業した若者が、自立して社会生活を送り、希望に沿って結婚・子育てといった人生を歩めるよう支えることが重要です。その中では、引きこもりやニートの状況への支援、障がいへの支援など、様々な困難に対応した取組も求められます。

(4) 子育てを見守る地域

- ・今後も本村の人口は減少し、それに伴い子育て世帯数も減少すると予想されます。
- ・子育てに関する相談窓口では相談件数の増加や相談内容の多様化がみられ、子育てだけでなく福祉、保健、教育など、様々なセクションの連携強化が求められている状況です。
- ・困窮、虐待の世代間連鎖、ヤングケアラーなど、困難を抱える子育て家庭を支援窓口など、で十分に把握しきれていない状況があります。
- ・子育ての負担が母親に偏りがちであること、ひとり親家庭が一定数あることなど、子どもをみる保護者に強く負担が集中するケースがあると懸念されます。
- ・子育てにおける悩みを相談できる場所がない保護者が、未就学児の保護者で約4人に1人、小学生の保護者で約半数いる状況です。

地域の子育て世代の人口がさらに減少すると見込まれるなかで、子育て家庭が直面する様々な問題によってこどもの健やかな成長が阻害されることのないよう、そうした家庭やこどもの孤立を防ぎ、必要な支援につなげることが必要です。関係各所との連携を強化することにより、相談への対応力強化、問題の早期発見、地域全体としてこどもの成長を見守り応援する環境づくりなどが求められます。

〈コラム〉中学生、高校生の意見

- 村内で勉強がしたい。チャオに居場所があれば巡回バスやチョイソコもあって便利。(高校生)
- 移動販売車や宅配サービスがあると良い。(高校生)
- どんちゃん祭りは有名だが、中川村の行事という認識が村外の人にはない。(高校生)
- 図書館に、参考書や問題集、教科書など学習に必要な物がそろっているといい。(中学生)
- 学生が個室で勉強できる場所があるといい。(中学生)
- 気軽に話ができる場所、リラックスできる場所があるといい。(中学生)
- 知らない人に相談できる。身元がわからず相談できる場所があるといい。(中学生)

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

こどもは、新しい世代となって地域社会の創り手となる存在です。人口が減少するなか、今後も地域がその活力を維持するにあたっては、こどもやこどもの成長環境をつくる保護者は誰もが身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができなければなりません。

本村はその考えのもと、置かれている環境に関わらず、すべてのこども・若者が夢や希望を持ち、個性や多様性が尊重され自分らしく幸福な生活を送ることできる村づくりを目指します。

また、本計画は保健福祉分野の施策全体の理念を実現するものでもあります。地域に暮らす誰にでも居場所や出番、役割があるという考えのもと、住み慣れた地域で誰もが幸福に暮らし続けるために、共に暮らしを支え合える村の実現を目指します。

本計画は以上の考えをもとに、以下の基本理念を定めます。

<基本理念>

**すべてのこども・若者が夢や希望をもち、
自分らしく幸せに暮らせる“なかがわ”**

<本村の保健福祉分野の施策全体の基本理念>

**支え・支えられて
皆が幸せに暮らせる“なかがわ”**

2. 基本目標

本計画の基本理念の実現に向けて、次の4つの基本目標を定めます。

基本目標1 安心して子育てができる環境を整備する

核家族化、共働き世帯の増加などの子育て家庭を取り巻く現状を踏まえ、出産や子育ての負担を軽減する様々な支援サービスを充実させ、安心して子育てのできる環境を整えます。

基本目標2 こどもの健やかな成長を地域で支える

学童期の健やかな心身の成長や「生きていく力」を身につける学びを後押しするとともに、その成長の過程で取り残されることのないよう、困難を抱えるこどもや家庭への支援を手厚く行います。

基本目標3 若者の希望実現を地域で支える

社会に出た後の若者が、就職や結婚などの様々な選択を通じて自己実現していくことをサポートするとともに、そうした選択に困難を抱える若者への支援を行います。

基本目標4 持続可能な子育て支援事業の運用体制や施設を整える

こどもの権利をみなが尊重し、その成長が環境などの要因によって阻害されないよう、地域全体でこどもの成長を応援する環境をつくります。併せて、継続的にこどもの成長や子育てを支援できるよう、地域の体制や施設を整えます。

3. 施策の体系

本計画では、先に示した4つの基本目標ごとに、以下の施策に取り組めます。

施策に取り組むにあたり、担当部署が単独で行うだけでは充分でない場合があります。広い視点を持ち、複数の部署や機関などが連携し取組を進めます。

	基本目標	施策
1	安心して子育てができる環境を整備する	1) 妊娠・出産、乳幼児期の子育て支援
		2) 乳幼児の健やかな成長支援
		3) 乳幼児期の子育て家庭への支援
		4) 出産・子育てに困難を抱える家庭への支援
2	こどもの健やかな成長を地域で支える	1) 学童期の学び・体験の機会づくり
		2) 学童期の健やかな成長支援
		3) 学童期の子育て家庭への支援
		4) 困難を抱える児童・生徒への支援
3	若者の希望実現を地域で支える	1) 夢や希望を実現するために挑戦する若者への支援
		2) 困難を抱える若者への支援
4	持続可能な子育て支援事業の運用体制や施設を整える	1) こども・若者を地域全体で応援する
		2) 子育て支援にかかる環境整備
		3) PDCA サイクルによる子育て支援事業の評価、展開

第4章 施策の展開

基本目標1. 安心して子育てができる環境を整備する

【現状と課題】

子育ては、家庭や地域での日々の暮らしの中で行われるものであり、子育ての日々は子どもだけでなく親自身も成長する喜びの体験が凝縮された貴重な時間でもあります。

しかし近年、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱える妊婦・子育て世帯も少なくありません。また、インターネットの情報に振り回される親たちもあり、混乱や誤解、あるいは基本的な知識や情報の欠落のために、子育てのつまずきのリスクも高まっています。さらに、フルタイムの共働き世帯の増加を背景に、子育て支援のニーズが増加・多様化しているとみられます。

このような多様な背景や状況の下にあるすべての妊婦・子育て世帯が、安心して出産・子育てができる環境整備が喫緊の課題となっています。

【施策】

(1) 妊娠・出産、乳幼児期の子育て支援

健康で安全な出産を迎えるには妊娠期の健康管理が重要です。安全で快適な妊娠・出産を確保するため、妊娠早期から健康診査の受診を促し、適切な管理を行います。

また、妊娠・出産、育児について周囲に相談ができずに孤立し、不安を抱える母親が少なくありません。妊娠から育児という経過の中で母親1人への負担の増大により心身ともに不安定な状態となると、虐待を引き起こす危険性も高まります。妊娠期から出産に関する学習をする機会の設置、相談支援、生活にかかる支援やケアなどにより安心して出産、育児ができるよう切れ目なく支援します。

事業	実施内容	担当課
①妊婦健康診査	・妊婦の健康の保持及び増進を図るため、「健康状態の把握」、「検査計測」、「健康指導」を実施するとともに、妊娠期間中に必要な医学的検査を実施します。 ・医療機関や助産院などで必要な回数の健診を受けられるよう、健康診査受診票を発行し、費用の自己負担分の軽減を引き続き行います。 ・多胎妊娠妊婦健康診査は、単胎妊娠より健康診査が多く必要になることから、健診費用の助成を行います。 ・低所得(住民税非課税)の妊婦が、経済的負担を理由に健康診査を控えることがないように、初回の産科受診料を補助します。 ・妊娠初期(妊娠届時)から出産に関する学習体制の充実や、育児不安や育児困難を解消するための継続支援を行います。	保健福祉課

事業	実施内容	担当課
②伴走支援	・母子健康手帳交付時、妊娠8か月頃、出産時に、子育てガイドを妊産婦に渡し、妊娠期から出産後の見通しや過ごし方、必要となる各種手続、利用できる支援サービスなどを一緒に確認する面談を実施します。 ・子育て関連アプリ・SNSなどを活用したプッシュ型の情報発信や相談なども随時行い、緩やかに伴走支援を継続します。	保健福祉課
③産後ケア・乳房ケア	・出産した病院や助産院を退院後、心身の不調がある場合や産後支援が希薄な場合など、必要に応じて産後ケアや乳房ケアを行います。	保健福祉課
④産前産後配食サービス、ヘルパー派遣	・妊娠中や産後で食事作りや家事が困難な家庭へ、ヘルパーの派遣や、栄養バランスの取れたお弁当の配達を行います。	保健福祉課
⑤産前産後移動支援	・妊娠中や産後の移動支援として福祉タクシー券を配付し、健診時や通院時に民間タクシーを利用しやすくします。	保健福祉課
⑥母子手帳アプリ	・「なかがわっこナビ」で、妊産婦やこどもの健康データや予防接種などの記録や管理、地域の情報などが取得できるようにします。	保健福祉課
⑦不妊治療費補助	・不妊治療の経済的負担を軽減するために、治療費の一部を助成します。	保健福祉課

(2) 乳幼児の健やかな成長支援

すべてのこどもの身体面、精神面における健やかな成長を後押しするため、乳幼児家庭訪問や乳幼児健診、作業療法士などによる個別指導や保護者への支援、助言を行います。継続的に見守りが必要なこどもや家庭に対しては、こどもの成長に応じて保育士と協力し、切れ目のない支援を図ります。

事業	実施内容	担当課
①乳幼児家庭訪問	・生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に保健師及び栄養士がそれぞれ訪問し、育児相談や栄養相談を行い支援します。	保健福祉課
②乳幼児健診	・4か月、7か月、10か月、12か月、1歳6か月、2歳、2歳6か月、3歳の乳幼児健診を実施します。 ・歯科保健指導を乳幼児健診時に実施することにより、歯の大切さ、虫歯予防の知識を繰り返し保護者へ伝えます。	保健福祉課
③食育の推進	・子と親の食に関する学習会を開催します。食や健康に関する学びの場とするとともに、同年齢の親子と関わる機会をつくります。 ・保育園と食育に関わる関係者が相互に連携しながら、食育活動の実践を促します。	保健福祉課
④予防接種	・予防接種を実施し、こどもの健康を確保するとともに感染症の流行を防ぎます。また、予防接種のスケジュールを送付し、未接種者には個別通知を行い、接種率の向上に努めます。	保健福祉課

(3) 乳幼児期の子育て家庭への支援

子育て世帯の核家族化が進み、家庭における子育て力の低下が懸念されることから、経済的支援を含む様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、必要な情報をわかりやすく発信します。

また、仕事と子育ての両立が当たり前となることで、女性や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、育児休暇やこどもの看護休暇制度について企業への啓発活動や、保育などに係る体制の整備などを行い、仕事と子育ての両立支援を強化します。

事業	実施内容	担当課
①地域子育て支援拠点事業	・子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境として、妊娠期、子育て期の保護者やこどもが気軽に集い、交流や情報交換をする、つどいの広場「バンビーニ」の運営を継続します。	保健福祉課
②子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）	・育児の援助を受けたい者（利用会員）と育児の援助を行いたい者（協力会員）をつなげ、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）に関する連絡、調整を行う事業を継続します。 ・利用者支援として、利用料の補助を継続します。	保健福祉課
③一時保育の実施	・家庭で養育が一時的に困難となった未就学児を預かり、保育士や保育サポーターが保育を行う一時保育事業を継続します。 ・村内で一時保育事業を行う団体へ利用料金分の補助をすることで、利用者の負担を軽減します。 ・事業を実施する事業所へ経済的補助を実施し、事業継続を図ります。	保健福祉課
④病児・病後児保育の実施	・病児及び病後児に対して、病院または保育所などに付設された専用スペースで、看護師などが一時的に保育を実施します。	保健福祉課
⑤保育サービスの充実	・長時間保育や土曜保育、3歳未満児の受入れなど、引き続き保育サービスの充実を図ります。 ・保育園開放日に合わせて未就園児と在園児が交流できる機会を持ち、親同士の交流や未就園児が集団生活を経験できる場を設定します。 ・多様化する働き方やライフスタイルにも応じた支援をするため、すべての子育て家庭に対して、就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育サービスを利用できるよう体制を整備します。（こども誰でも通園制度） ・本村の豊かな自然環境や多様な地域資源を活用し、屋外を中心とする体験活動を取り入れた幼児教育・保育を実施します。 ・保育園と家庭、地域が一体となって、日常的に保育に関わり、こどもの自己肯定感が高まる保育を実施します。 ・保育園で育んだ力を活かし、小学校での主体的な学びが実現できるよう、関係者が保・小の現場を互いに理解し、学びの連続の実現に向けた連携を進めます。	保健福祉課

事業	実施内容	担当課
⑥仕事と子育ての両立支援	・仕事と子育ての両立が図られるよう、保育サービス等の実施内容についての広報・HP による周知や、両立支援のための啓発活動を推進します。 ・企業に対して、育児休暇やこどもの看護休暇制度について知る機会を設けたり、男性を含め育児休暇が取得しやすい環境づくりを推進します。 ・男女共同参画社会の実現をテーマとする講演会や研修会を開催し、意識の醸成を図るとともに、広報や HP など啓発活動を積極的に行います。	保健福祉課 教育委員会
⑦子育て家庭への経済的支援	・子育て世帯へ各種補助金を支給し、経済的支援を継続します。 - 出産、子育て応援給付金(妊娠届出時5万円、出生届出時5万円) - 出産祝金(第1子 10 万円、第2子 10 万円、第3子以降 15 万円) - 在宅育児応援給付金 ・3歳児から5歳児までは全世帯において保育料、副食費を無料とし、3歳未満児についても費用を軽減します。	保健福祉課
⑧住宅環境の整備	・子育て世帯向けの村営住宅の適切な維持管理を続けます。 ・子育て世帯が継続して村内で暮らすことができるよう、住宅用地取得に係る費用や住宅取得に係る費用を補助します。 ・村内の空き家で定住するための改修費を補助します。	建設環境課 地域政策課
⑨相談支援体制の整備	・こども家庭センターを中心に、妊娠・出産、子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別にサポートプランを作成し、保健、医療、福祉、教育などの関係機関による切れ目のない支援を行います。 ・子育て中の様々な問題に対して、専門的な立場からアドバイスできる保育士や保健師、家庭相談員を育成します。 ・子育て相談日を設定し、気軽に相談できる体制を整備します。 ・子育て情報の発信や周知を、広報・HP などで行います。また、効果的な情報発信ができるよう、研究し整備をします。	保健福祉課
⑩子育て支援に関するDX ⁴ の推進	・子育て支援事業に係る様々な申請を手間なくスムーズに行えるよう、電子申請を導入していきます。 ・子育てに関する情報をアプリや SNS など発信するよう、整備します。	保健福祉課

⁴ DX とは、デジタルトランスフォーメーションの略。行政手続のデジタル化や行政内部のデータ連携などを通じて、事業や業務プロセスなどを変革し、効率化を図ること。

(4) 出産・子育てに困難を抱える家庭への支援

支援の必要性を自覚していない家庭、支援の手続きを行うことが困難な家庭、支援を求めることに困難を抱える家庭などをできる限り早期に発見・把握し、支援につなげられるよう、こども家庭センターを中心に多様な関係機関（民間団体を含む）と日常的な連携関係の構築を図ります。

また、増加傾向にあるひとり親家庭に対して、きめ細かなサービスの提供と自立のための支援を行います。

本村において虐待の認知件数は増えていませんが、養育者からの相談や関係機関からの通報などは増加しています。福祉、保健、教育部門や地域が連携し、虐待の早期発見、予防に努めるとともに、人権教育や啓発に取り組めます。

事業	実施内容	担当課
①こども家庭センターの運用	・支援が必要な妊婦や子育て家庭に対し、個別にサポートプランを作成します。サポートプランは支援者である職員と支援対象者(妊婦、保護者、こども)と一緒に考えてつくります。妊婦、保護者だけでなく、こどもに対しても気持ちや考えを聞きます。 ・作成したサポートプランは、支援の進行状況やニーズの変化などに応じて、適切に見直しを行います。 ・支援対象者が支援の受入れに前向きではない場合は、訪問などによる対話を通じて支援対象者との信頼関係を構築し、支援の必要性や期待できる効果などを伝え、利用につながるよう努めます。それでも支援を利用することが著しく困難であると村が認めた場合、支援の措置をとることとします。	保健福祉課
②子育て短期支援事業	・保護者の疾病などの理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などで受入れ必要な養育を行います。	保健福祉課
③子育て世帯訪問支援事業	・家事、育児などに対しての不安を抱える子育て家庭、妊婦がいる家庭を訪問し、相談や家事・育児などの支援を行います。	保健福祉課
④障がい児支援、医療的ケア児などへの支援	・療育(発達支援、配慮)を要することも、愛着形成に問題を抱えるこどもが増加傾向にあります。専門的な知見をもとにした配慮や支援ができる体制を整備します。 ・生活能力向上のための療育支援を続けることにより、障がい児(就学児)への自立促進や、放課後などにおける居場所づくりを行います。 ・未就園児(3歳未満児)対象の療育支援「さくらんぼ」や、園児対象療育支援「おひさまクラブ」の事業を継続します。 ・こどもの行動変容を目的として、保護者に対して、ほめ方や指示の仕方などの具体的な養育スキルを獲得するためのペアレントプログラムを実施します。また、子育て講演会なども随時開催します。 ・医療的ケア児コーディネーターを配置し、該当者の把握、保健、医療、福祉、保育、教育などの関係機関との連携を図ります。	保健福祉課

事業	実施内容	担当課
⑤ひとり親家庭の自立促進の推進	・ひとり親家庭に対して、福祉サービスなどの支援を行うとともに、就業が困難な家庭に対しては経済的な自立を支援します。また、各家庭にあった子育てに関する情報を提供するとともに、担当職員などがきめ細かな支援を行います。	保健福祉課
⑥生活困窮家庭への支援	・生活困窮の根本的な原因である低所得をはじめ、様々な困難を抱える保護者の自立に向け、きめ細かな就労支援、生活支援を行います。	保健福祉課
⑦児童虐待防止策の充実	・乳幼児及び児童の虐待、育児放棄などを未然に防ぐため、関係機関で情報を共有し虐待の発生予防、早期発見に努めます。また、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、乳幼児や児童・生徒に関わる機関が注意深く見守りながら、最善の対処をするために実務者会議や個別ケース会議を行います。	保健福祉課
⑧相談支援体制の強化	・妊婦や保護者が支援の必要性を自覚していない場合があります。こどもの健全育成のために、支援を求めている妊婦や保護者と関係を構築します。また、支援者側の人材育成に力を入れます。 ・ひとり親家庭、生活困窮家庭などが抱える悩みや不安は、複雑化、多様化しています。それぞれの家庭に寄り添った伴走型の相談支援体制を強化します。	保健福祉課

基本目標２．こどもの健やかな成長を地域で支える

【現状と課題】

本格的な人口減少、少子高齢化時代の到来、社会のグローバル化や情報化の進展、社会的・経済的格差の拡大などの社会環境の中で、児童・生徒数の減少や家庭・地域社会の教育力の低下など、教育をめぐる環境も大きく変化してきています。

本村では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化などの問題から、2つの小学校と1つの中学校を統合し、小中一貫校（義務教育学校）を新設することになりました。新たな学校の基本方針は「自ら考え、行動して、人生を開拓する力を育む」とされ、令和13年度（2031年度）の開校に向け、準備が進められています。

こどもを取り巻く社会の変化、子育て環境の変化の中で、小学校や中学校において人間関係や友達関係、家庭の事情により不登校となる児童・生徒が増えています。アンケートからは、本村のこどもは自己肯定感や将来への希望が低い傾向がみられ、学童期の学びや体験を通じて社会的自立や自己実現のための意思や力を育むことが重要となっています。

このような様々な課題に対応する専門員の配置や情報交換、中間教室の設置など、関係者が一体となって個々の児童・生徒に応じた指導を進めていくことが必要となっています。

【施策】

（１）学童期の学び・体験の機会づくり

こどもが社会で自立して生きていけるよう、知識や技能、思考力や問題解決能力、集団の中で人と関わるコミュニケーション能力などを身に付けるため、学校と家庭の連携を深め、こどもに合った学習機会を充実させます。また、心と体のバランスが不安定な児童・生徒に関しては、関係機関と連携を取りながら保護者、児童・生徒への生活支援、学習支援を行います。乳幼児期からの生活環境も成長に影響するため、乳幼児期からの一貫した支援を行います。

地域での学習活動の拠点として公民館を使った活動を推進し、年代を超えた幅広い事業を展開します。地域、家庭、学校の連携により多くの学習機会を確保することで、こどもたちの健やかな成長を支えます。

事業	実施内容	担当課
①教育環境の整備	・一人ひとりに対応した学習指導による基礎・基本の定着に取組み、学力の向上を目指します。 ・情報教育、英語教育、キャリア教育など、著しく変化する社会に対応した教育を推進します。 ・小・中学校を統合し、9年間を一体的に捉えた義務教育学校の整備を進めます。	教育委員会

	・地域と連携して、基礎学力を向上させるため、希望する小中学生に補助的な学習機会を提供します。 ・地域住民や保護者が学校と連携して、教育やこどもの見守りなどに参画するコミュニティスクールの取組を推進します。 ・要支援児童・生徒の支援のため、必要に応じて、教育相談員や特別支援教育支援員、学習支援員を配置します。	
②放課後子ども教室	・安全、安心なこどもの活動拠点として、放課後子ども教室を引き続き実施します。	教育委員会
③スポーツや伝統文化などに親しむ機会の提供	・楽しくスポーツに親しむ習慣の形成や、スポーツを通じたこどもたちの育成を担うクラブ活動を支援します。 ・公民館事業を通じて、野外活動や伝統文化継承活動の推進を図ります。 ・小・中学校、地域、公民館などの連携による郷土学習を推進します。	教育委員会
④こどもの居場所づくり	・こどもたちが安心して公園施設で遊べるよう、安全管理に努めます。 ・様々な悩みを抱えるこどもに対し、信頼関係を築いた大人へ気軽に相談したり、自分の将来のことを考えたりすることができる居場所を整備します。	保健福祉課 建設環境課
⑤子ども子育て支援のネットワークづくり	・子ども子育て支援に関わる団体、事業者が集まり、情報交換などを行う連絡会を定期的開催し、支援のネットワークづくりを進めます。 ・ネットワークづくりを進める過程において、子育てに関わる地域資源の育成や、新たな子育てに関わる社会資源の開発、こどもの権利を守る、こどもを育てるといった地域文化の醸成などを行います。	保健福祉課 教育委員会
⑥権利主体としての教育・意識の醸成	・こどもが自らの権利や、自らを守る方法、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学ぶ機会を提供します。	保健福祉課 教育委員会
⑦こどもの意見表明の場づくり	・こどもが自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができる環境整備を進めます。それらに基づき、自らが将来を選択し、生活の場や様々な場面において安心して意見を言い、その意見により周囲や社会が変わっていく体験ができる機会を提供します。	保健福祉課

(2) 学童期の健やかな成長支援

近年の情報の多様化、青少年犯罪の凶悪化・低年齢化、いじめや暴力、インターネットやスマートフォンの普及やSNSの利用拡大など、学童期のこどもたちを取り巻く様々なリスクを踏まえ、その問題に対応できる教育・指導・情報提供を行います。このことで、次世代を担うこどもたちが、地域社会や年齢の異なる集団の中で地域の一員であることを自覚し、協調性や自主性、社会性を身に付けることができるよう促します。

また、こどもたちを地域で育てるという観点から、こどもたちが心身ともに健全に成長できるよう、家庭、学校、地域、行政が連携して取組を進めます。

事業	実施内容	担当課
①適切な生活習慣形成の支援	・学校を通じて、健康づくりや適切な生活習慣づくりを促進します。 ・食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、学校給食の充実に努めます。 ・学校、食育に関わる関係者が相互に連携しながら、食育活動の実践を促します。	教育委員会 保健福祉課
②こころの健康支援(SOSを出すための教育など)	・心と体のバランスが不安定な児童・生徒に対し、関係機関と連携しながら相談体制の確立、支援の充実に努めます。	教育委員会 保健福祉課
③児童・生徒の防犯対策	・こどもが犯罪に遭遇した場合の緊急避難場所となる「子どもを守る安心の家」の見直し及び点検を行い、地域全体でこどもを見守ります。 ・学校における安全教育を一層推進し、児童・生徒の防犯意識の高揚を図ります。 ・青少年健全育成の活動を活発に行い、青少年の非行を誘発・助長する恐れのある社会環境を排除し、健全な育成に向けた活動を強化します。 ・犯罪で被害を受けたこどもを支えるため、臨床心理士やカウンセラーの派遣を要請し、心のケアなどを行います。	総務課 教育委員会 保健福祉課
④ネットリテラシーの教育	・インターネットやSNSを悪用した犯罪に巻き込まれないよう、関係機関と連携し、啓発を行います。 ・児童・生徒のみならず、保護者や地域住民にもインターネットやスマートフォンの適正利用や情報モラルについて学ぶ機会を増やします。	教育委員会 保健福祉課

(3) 学童期の子育て家庭への支援

こどもが健やかに成長できるよう、安心して遊べる場所や地域で過ごす場所を整えます。また、家庭環境に左右されず、すべてのこどもに学びの機会が保障され、経済的な理由により就学を断念することのないよう、経済的支援を含め、学童期のこどものいる家庭への支援や相談体制を充実させます。

事業	実施内容	担当課
①放課後児童クラブ	・保護者の就労などにより適切な保護が受けられない児童に対し、適切な遊び場と生活の場を与える放課後児童クラブを引き続き実施します。	保健福祉課
②こどもの居場所づくり	・地域の大人とこどもとの温かなつながりの中で、基本的な生活習慣、こどもに寄り添った学習支援、食事の提供、悩みの相談など、家庭機能を補完するこどもの居場所の整備について検討します。	保健福祉課
③仕事と子育ての両立支援	・仕事と子育ての両立が図られるよう、放課後児童クラブの実施内容を広報やHPで周知したり、両立支援のための啓発活動を推進します。 ・こどもを安心して預けることができる居場所について、検討し整備します。	保健福祉課
④学童期の子育て家庭への経済的支援	・小・中学校入学時に祝金として、村内で利用できる商品券2万円を交付します。 ・児童・生徒へ通学カバンを贈呈します。 ・小・中学校での諸行事(修学旅行など)におけるバス代を補助します。 ・高等学校などへ就学する生徒を持つ保護者へ就学費用の一部を補助します。(1年生10万円、2・3年生5万円) ・高等学校などの通学に利用する電車やバスの通学定期券及び通学回数券の額の半分以上を支給します。 ・高校生相当年齢の方に、村内巡回バスの定期券を交付します。 ・経済的理由で就学が困難な学生に対して学資の貸与を行います。 ・奨学金返還支援によって、希望する進路への進学を支えます。	教育委員会 地域政策課
⑤相談支援体制の整備	・こども家庭センターを中心に、保護者の子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別にサポートプランを策定し、保健、医療、福祉、教育などの関係機関による切れ目のない支援を行います。 ・子育て中の様々な問題に対して専門的な立場からアドバイスができる家庭相談員や保健師を育成します。 ・子育て相談日を設定し、気軽に相談ができる体制を整備します。 ・子育て情報の発信や周知を、広報やHPなどで行います。また、効果的な情報発信ができるよう研究し整備します。	保健福祉課

(4) 困難を抱える児童・生徒への支援

不登校の背景には、本人、家庭、学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多いため、教育関係者が学校などでの支援体制を整備することに加えて、関係機関との連携・協力などによる支援の充実を図ります。

虐待、非行などの問題においても、経済的不況、少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化など、社会的な背景を持っている場合が多いという理解のもと、地域全体でその問題に寄り添い、解決に取り組む支援体制をつくります。

事業	実施内容	担当課
①不登校児童・生徒への支援	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し、不登校などの学校における様々な悩みや困難に対し、迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。 ・フリースクールをはじめとする学校以外の多様な学びの場を充実し、その情報発信を行うとともに、学校と民間団体との連携を強化します。 ・不登校児童・生徒の家族の相談体制の充実に努めます。 ・タブレット端末などを活用することにより、不登校児童・生徒へのそれぞれの居場所における、多様な学習支援を実施します。 ・不登校児童・生徒に対する学びの継続支援事業の一環として、中間教室の充実に努めます。	教育委員会
②児童虐待防止策の充実	・児童・生徒の虐待を未然に防ぐため、関係機関で情報を共有し虐待の発生予防、早期発見に努めます。また、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童・生徒に関わる機関が注意深く見守りながら、最善の対処をするために情報交換やケース検討会を行っていきます。	保健福祉課 教育委員会
③ヤングケアラーなどの早期発見と対応	・ヤングケアラーは、こども自身や家族が自覚しづらく、支援ニーズが顕在化しにくい特徴があります。学校をはじめ、高齢者福祉、障害福祉、介護、医療などに係る関係団体との間で、顔の見える関係性・信頼関係を築き、村としての支援体制を確立します。さらに、気になるこども、家庭があった場合の連絡窓口を周知し、支援につなげられる体制を構築します。	保健福祉課
④障がいのあるこどもと家族への支援	・障がいのあるこどもには、乳幼児期から個々のこどもの発達段階に応じ、一人ひとりの個性と発達の特性に応じた丁寧な発達支援が必要です。また、家族に対しても、気づきの段階から支援が必要です。日々こどもを育てている保護者の思いを尊重し、保護者に寄り添いながらこどもの発達の特性に沿った支援をしていきます。 ・発達障がいなどのあるこどもが、どのライフステージにおいても切れ目なく、一貫した支援を受けられる体制づくりを推進します。 ・増加傾向にある発達障がい児への支援を充実するため、医学的エビデンス⁵に基づく支援や、医療、教育、福祉など多機能が融合したネットワークづくりを推進します。	保健福祉課

⁵ 医学的エビデンスとは、根拠、裏付けなどと訳され、「この治療方法が良いといえる証拠」のこと。

事業	実施内容	担当課
⑤相談支援体制の強化	・こども家庭センターにおいて、こどもに関する様々な相談に対応します。 ・困難を抱えるこどもや、自ら相談に出向くことが難しいこどもが、どのライフステージにおいても切れ目なく、それぞれが置かれた状況に合わせて総合的・体系的・継続的にきめ細かな支援が受けられるように、重層的なネットワークの構築やアウトリーチ支援⁶の充実を図ります。 ・支援にあたっては、こどもの権利を守ることを最優先としたソーシャルワークを実践し、その一環として関係機関の連携を促進し、役割分担の依頼、調整をすることができる能力の向上を図ります。	保健福祉課
⑥要保護児童対策地域協議会の設置	・関係機関がこどもやその家族について一緒に考え、地域全体で支援することを目的に、要保護児童対策地域協議会を設置しています。要保護児童などの緊急性の高いケースのみならず、複数の関係機関が連携を図りながら情報共有や協議、支援を行うことが必要なケースにおいて積極的に活用します。	保健福祉課

6 アウトリーチ支援とは、必要な助けが届いていない人に支援機関などの側からアプローチして支援を行うこと。

基本目標3. 若者の希望実現を地域で支える

【現状と課題】

若者の成長は、自己の素質や能力などを発展させて自分らしい生き方を見つける「自己実現」を目指すものといえ、こうした成長は地域社会の活力の源になります。若者の成長のためには、自己や他者への関心を持つこと、社会的期待や社会の規範などを捉えながら社会で自立する意欲を持つことなどが重要となります。

しかし近年、少子化、核家族化、共働き化、地域コミュニティの希薄化などの中で、成長過程で充分に対人関係や社会との関わりを持てないケースが増えているとみられます。学童期でこうした経験・成長が充分できなかった場合は、青年期において就労、親しい人間関係を築くこと、結婚などに困難を抱えることは少なくありません。また県の調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響により約2割の方が結婚に対して後ろ向きになり、その最大の理由として経済的な不安感を挙げているといった状況があり、社会情勢が若者の希望実現を困難にしている側面もみられます。本村でも30歳台の未婚率は上昇傾向にあり、住宅確保補助の利用ニーズが高い状況が続いていることなどから、社会に出た後の自立や結婚などで支えを要する若者がいることが推測されます。

こうした背景を踏まえて、若者が直面している困難を支え、新たな世代の社会の創り手として活躍できる地域をつくることが求められます。

【施策】

(1) 夢や希望を実現するために挑戦する若者への支援

若者の就労拡大のための取組を進め、若者が活躍しやすい地域づくりとともに、若年労働者の確保を通じた地域社会や企業の活力維持につなげます。

また、結婚にあたっての相談支援や、住まいの確保をはじめとする経済的負担の軽減にも取組み、結婚を希望する若者がこれを実現できるよう支援します。

事業	実施内容	担当課
①就業支援	・村に住所を有し、村内の事業所に勤務し1年が経過した方に就職祝金として5万円を交付します。 ・農家になることを目的として農業に新規参入した45歳以下の方に、新規就農者祝金として5万円を交付します。 ・農家民泊に挑戦する農林業者に、施設改修費として50万円を補助します。 ・東京圏、愛知県、大阪府から移住し、マッチング企業への就業、または創業をした方へ補助金を交付します。(単身60万円、2人以上100万円) ・商工会との連携による、中小企業・小規模事業者の経営支援や人材確保支援に取組みます。	産業振興課

	・特定地域づくり事業協同組合の設立について検討します。 ・南信地域の企業の魅力や仕事に関する情報発信を推進します。 ・商工会などの関係団体と連携し、地元へ戻るきっかけとなる農業、商業、工業など地元産業への理解を促進します。 ・ハローワークや子育て支援施設との連携により、仕事と子育ての両立支援や、子育て後の女性の雇用促進に取組みます。	
②結婚支援	・結婚相談所に支払う入会金、登録料または成婚料の一部を補助し、結婚活動を支援します。また、結婚相談員による結婚相談を実施します。 ・新婚世帯の住居費及び引越に必要な費用に補助をします。(夫婦とも 39 歳以下 30 万円、29 歳以下 60 万円)	地域政策課
③安心して子育てができる住宅環境の整備	・子育て世帯が住宅用地や住宅取得に係る費用に補助をします。 ・子育て世帯を含む、3世代同居もしくは近居に係る住宅新增築に補助をします。 ・若者向け村営住宅の維持管理を行い、子育て世帯が継続して暮らすことができるよう、関係機関と連携しながら住宅環境を整備します。	建設環境課
④若者の意見表明の場づくり	・こども、若者を対象とする施策を進める際には、当事者たちから意見を聞く機会を設定し、反映できるよう努めます。	保健福祉課

(2) 困難を抱える若者への支援

不登校のまま学校を卒業または退学した生徒や、発達に特性があることでひきこもり状態になってしまったこどもなどが孤立することのないよう、ライフステージごとに早期に支援の必要性を把握し、速やかに支援につなげるための重層的なネットワークの構築やアウトリーチ支援の充実を進めます。

また、不登校やひきこもりのこどもが、大人と信頼関係を築きながら、自己肯定感の向上や社会性の取得など、自立する力を養える環境整備にも取組みます。

事業	実施内容	担当課
①個々の状況の応じた支援	・不登校児童・生徒が、学校を卒業または退学した場合であっても、適切な支援機関とつながることで、ひきこもり状態を未然に防ぐことができる体制を整備します。 ・ニートやひきこもりの理由は個人によって様々であることから、ライフステージごとに早期に支援の必要性を把握し、速やかに支援につなげる体制を整備します。	保健福祉課
②障がいのある若者への支援	・発達障がいなど障がいのある若者が、切れ目のない一貫した支援を受けられる体制づくりを推進します。 ・ハローワークとの連携により、障がい者の就労確保などを推進します。	保健福祉課 産業振興課

基本目標4．持続可能な子育て支援事業の運用体制や施設を整える

【現状と課題】

人口減少が進む中、今後も持続的に子育て分野などの福祉サービスへのニーズに対応するためには、安定的な人材確保や人材育成を進める必要があります。また、子育て支援施設なども老朽化が進んでいることから、少子化に対応した施設整備が必要となっています。

また、様々な社会情勢の変化から暮らしを取り巻く環境が大きく変化しているなか、子育てやこども・若者の成長を取り巻く問題は多様化しており、その多くは暮らしの中の幅広い分野にまたがっています。今後も人口減少が見込まれるなかで、こども・若者が健やかに育つ環境を維持するためには、子育て支援はもとより、障がい者支援分野、高齢者支援分野との協力で、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくことが求められています。

住民の主体的な関わりが大切でもあることから、こどもや子育てを大切に考える意識の醸成や、ボランティアなどの育成も必要となっています。

【施策】

(1) こどもを地域全体で応援する

こどもが権利主体であり、必要な支援を得て自分らしい生き方を選べるということを地域で共有するため、こどもの意見表明の場づくりや住民の意識醸成に取り組めます。

また結婚、妊娠・出産及び子育てについての関心及び理解を深め、不安感を解消するとともに、その希望をかなえることができる社会の実現に向けた気運の醸成を図るため、情報発信、普及啓発などの必要な取組を推進します。

事業	実施内容	担当課
① 地域で支える子育て	・地域の大人との温かなつながりの中で、こどもの成長を支える「こどもの居場所」の設置に取り組めます。 ・地域住民や保護者が学校と連携して教育やこどもの見守りなどに参画するコミュニティスクールの取組を推進します。 ・学校と地域が連携、協働して学校を支える体制づくりを構築します。 ・新しい学校施設には、地域の人々が利用できたり、こどもたちと交流できる場所の設置について検討します。	保健福祉課 教育委員会
② こどもの意見表明の場づくり【再掲】	・こどもが自らの権利、心や身体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学ぶことができる環境整備を進めます。それらに基づき、自らが将来を選択し、生活の場や様々な場面において安心して意見を言い、その意見により周囲や社会が変わっていく体験ができる機会を提供します。	保健福祉課

③ 権利主体としての教育・意識の醸成	・こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信し、こども・若者が権利主体であることを社会全体に周知していきます。 ・困難を抱えながらも SOS を発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、こども・若者に関わるすべての大人を対象に、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。	保健福祉課
④ 情報発信、普及啓発など	・結婚、出産、子育てに関する支援情報を誰もがわかりやすく入手できるよう、村 HP などを通じて情報を発信します。 ・暮らしのガイド「暮らそう、なかがわ。」に掲載する情報の更新を定期的に行い、情報発信に努めます。	保健福祉課

(2) 子育て支援にかかる環境整備

子育て支援を含む福祉サービスを提供する事業所や団体が、将来にわたって持続可能な運営ができるよう、人材確保や施設整備を支援します。また、運営については内的な要因だけでなく、社会状況や経済の変化による影響を受けることもあるため、事業所や関係機関同士の情報交換・ネットワーク形成にも取り組み、福祉サービスの安定的な運営を支えます。

事業	実施内容	担当課
①保育、福祉などの専門的な人材の確保	・保育士の不足や、各家庭の子育て力の低下が懸念されているとともに、幼少期が生涯にわたる学びと人格形成の基盤を培う時期であるという認識が広まり、保育の「質の向上」の重要性が高まっています。保育士が資質の向上を図り、多様なニーズや課題などに的確に対応できるよう、研修機会の確保や充実を図ります。	保健福祉課
②地域人材の確保	・村民ボランティア、民生児童委員、子育てサークルなどの担い手の人材育成、確保を推進します。 ・NPO 法人などに対し、自主性に配慮しながら、組織強化のための人材育成、活動しやすい環境づくりなど、活動を支援します。	保健福祉課
③子育て支援施設などの整備	・少子化に対応した適切な保育のあり方について検討し、保育施設の再整備についても検討します。 ・子育て支援施設を拠点とした支援体制の充実のため、施設機能や相談支援体制及び再整備について検討します。 ・こどもが安心して遊べる場所や、地域で過ごす場所などの、こどもの居場所について検討し、整備を進めます。 ・社会生活を営む上で、困難を有するこども・若者が安心して通うことができる居場所などの設置を検討するとともに、運営する団体を支援します。 ・子育て世帯やこども、障がい児や高齢者など地域に暮らす様々な人が集うことができる交流の場の設置について検討するとともに、運営についても地域で支え合う仕組みを検討します。	保健福祉課

④子育て支援事業所や関係機関などのネットワークづくり	・子育て支援事業所や関係機関などのネットワークづくりのために、情報交換や意見交換をする機会を設定します。 ・情報交換会では、様々な関係者がお互いの強みを持ち寄り、目指す方向性や社会資源を共有し学び合うことにより、それぞれの弱みを補い合い、地域における活動の継続性を高め、既存の活動をさらに活性化していくことを目指します。	保健福祉課
----------------------------	---	-------

(3) PDCAサイクル⁷による子育て支援事業の評価、展開

本計画をより実効性のあるものとして推進するため、「中川村子ども・子育て会議」において、本計画の実施状況について点検・評価をし、必要に応じて問題点や課題の検討を行い、施策・事業の改善や見直しなど必要な措置を講じていきます。また、こうした計画管理の状況を村民とも共有し、地域全体でこども・若者支援を進める意識醸成と、計画への参画を促します。

事業	実施内容	担当課
①子ども・子育て会議による進捗管理	・計画に定められた施策の実施状況を年度ごとに点検・評価をするとともに、利用者からの声を聞きながら満足度や要望などを把握し、子ども・子育て会議で共有します。 ・点検・評価の結果をもとに、必要に応じて施策・事業を見直し、求められる実施体制や予算確保につなげます。	保健福祉課
②村民・事業所などとの共有・意見聴取	・こどもや子育て家庭、子育てに関わる関係団体をはじめ、多くの村民の理解と協力につながるよう、計画の内容やその進捗状況などは村 HP など広く周知します。 ・計画の施策・事業についての情報を発信するとともに、村民や事業所などからの意見収集を行い、計画の推進や見直しに反映していきます。	保健福祉課

⁷ PDCA サイクルとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Action(改善)の4つのステップを繰り返すことで、業務や品質を改善していく手法のこと。

第5章 子ども・子育て支援事業の確保方策

1. 保育の量の見込みと確保方策

(1) 保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況や施設整備状況などの条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとされています。また区域ごとに「量の見込み⁸」「確保方策⁹」を定めるものとされています。

本村では、教育・保育の2号及び3号認定（保育利用）については、地理的状況や人口規模、現在実施している状況から、従来どおり「大草・葛島地区」「片桐地区」の「2区域」と定めます。

また地域子ども・子育て支援事業に係る区域については、基盤整備や事業の実施上の効果などを総合的に勘案し「村内全域」を1つの区域と定めます。

(2) 保育の量の見込みと確保方策

① 1号（教育）認定

村内に利用施設はありません。

② 2号（保育 3歳以上児）認定

■実績

(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
3-5歳(教育のみ +保育利用)	104	118	108	107	89

■量の見込み・確保方策

(人)

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
3-5歳 (教育のみ)	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
3-5歳 (保育利用)	量の見込み	89	84	85	88	81
	確保方策	89	84	85	88	81

⁸ 量の見込みとは、各事業について、利用状況及びニーズ調査などにより把握した必要利用定員数や需要量の見込みのこと。

⁹ 確保方策とは、量の見込みに対し、提供体制や実施時期、利用定員等、どのように供給を確保していくかの方法やその量のこと。

コロナ禍で出生数が減少したこともあり、令和7年度（2025年度）以降の利用ニーズはやや減少すると見込みます。また、村内に令和6年度（2024年度）より認可外保育施設が開設され、そちらの利用でもニーズをカバーできる可能性があります。これらのことを踏まえて、確保の量を定めています。

③3号（保育 3歳未満児）認定

■実績

(人)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0－2歳	47	43	55	47	45

■量の見込み・確保方策

		令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
0歳	量の見込み	5	5	5	5	5
	確保方策	5	5	5	5	5
1歳	量の見込み	23	21	20	20	20
	確保方策	23	21	20	20	20
2歳	量の見込み	23	23	21	20	20
	確保方策	23	23	21	20	20

将来人口推計を踏まえると児童数の減少が見込まれますが、フルタイムで就労する保護者の割合の高まりなどから、3歳未満児の保育ニーズについては今後も高い状態が継続すると見込まれます。このことを踏まえて、確保の量を定めています。

2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

① 利用者支援事業

こども、保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談などを行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

■実績

(箇所)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施箇所	1箇所で実施				

■量の見込み・確保方策

(箇所)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
実施箇所	1箇所で実施				

保健センター型からこども家庭センター型へ移行して実施します。平成28年度(2016年度)から妊娠期から子育て期において生じる孤立感や負担感を解消し、安心して子育てが継続できるよう、母子保健コーディネーターを配置しています。

② 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所として、子育てについての相談、情報の提供及びその他の援助を行う事業です。

■実績

(人回/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用者数	2,078	1,954	1,820	2,183	3,070

■量の見込み・確保方策

(人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用者数	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800

つどいの広場「バンビーニ」にて実施します。コロナ禍では利用制限などもあり利用が減少しましたが、その後は回復しています。出生数の減少を見込んでいるものの、保育所や一時預かりなどが休所となる土日のニーズも見込み、一定の量を確保します。

③ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として「健康状態の把握」、「検査計測」、「健康指導」を実施するとともに、妊娠期間中に必要な医学的検査を実施する事業です。

■実績

(人回/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施回数	510	498	537	453	309

■量の見込み・確保方策

(人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
実施回数	320	320	320	320	320

出生数の減少が見込まれるため、実績よりも低い量を見込んでいます。対象者は保健センターにて把握に努め、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の内容や必要性について周知し、受診を促します。また、必要な回数の妊婦健診が受けられるよう「健康診査受診票」や「産後乳房相談助成券」を発行し、健診費用の自己負担分の軽減や産後ケアの充実となるよう引き続き取り組みます。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境などの把握を行う事業です。

■実績

(件/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施件数	70	56	46	88	79

■量の見込み・確保方策

(件/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
実施件数	60	60	60	60	60

保健センターで実施します。出生数の減少が見込まれるため、実績よりも低い量を見込んでいます。保健師の家庭訪問とともに管理栄養士の訪問（生後3か月）も継続していきます。

⑤ 養育支援訪問事業・こどもを守る地域ネットワーク強化事業

養育支援訪問は、養育支援が特に必要な家庭へ訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。併せて、こどもを守る地域ネットワーク強化事業として、要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、関係者の専門性の強化とネットワーク機関の連携を強化します。

■実績

(人回/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
協議の回数	0	0	0	0	0

■量の見込み・確保方策

(人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
協議の回数	3	3	3	3	3

こども家庭センターで実施します。支援が困難な世帯が生じた場合には、関係する機関と連携し対応します。また、こどもを守る地域ネットワーク強化事業により、関係機関相互の連携強化を図ります。

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病などの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設などにおいて、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

■実績

(人回/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用回数	6	0	0	0	1

■量の見込み・確保方策

(人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用回数	5	5	5	5	5

令和3年度（2021年度）以降、利用実績はありませんが、利用調整ができず受入れができなかったケースもあり、潜在的な利用ニーズはあるとみられます。里親制度など利用しやすい仕組みづくりを検討しながら、一定の量を確保します。

⑦ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児や児童を有する子育て中の保護者を会員として、預かりなどの援助を希望する者
と行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡及び調整を行う事業です。

■実績

（人回/年 延人/年）

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
就学前児童＋就学児童	274	281	195	321	140

■量の見込み・確保方策

量の見込み：（人回/年 延人/年）

確保方策：（箇所）

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
就学前児童 (平日の定期利用)	250	200	200	200	200
就学児童（放課後）	20	20	20	20	20
低学年(放課後)	10	10	10	10	10
高学年(放課後)	10	10	10	10	10
確保方策	1 箇所で実施				

中川村ファミリーサポートセンター（事務局はバンビー二内）で実施します。令和5年度（2023年度）は利用補助金を強化したことで利用増となっていますが、保育所入所率が高水準であることや一時預かり事業、こども誰でも通園制度などの事業もあるため、今後は出生数の減少に伴い利用も減少すると見込んでいます。

なお、習い事などへの送迎ニーズが潜在的にあるとみられるため、ニーズに対応できるよう、マッチングの効率化や供給サイドの人員確保にも取り組めます。

⑧ 一時預かり事業

保護者の用事など、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、昼間に一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■実績

(人日/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
幼稚園型Ⅰ・Ⅱ以外	273	251	481	130	173

■量の見込み・確保方策

量の見込み：(人日/年)

確保方策：(箇所)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
幼稚園型	0	0	0	0	0
Ⅰ号認定	0	0	0	0	0
Ⅱ号認定	0	0	0	0	0
幼稚園型Ⅰ・Ⅱ以外	480	480	480	480	480
確保方策	1箇所を実施				

村内に一時預かり事業を実施できる事業所が増えたことから、定期的な利用の増加が見込まれるため、実績値よりも多い量を見込んでいます。

⑨ 時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外において保育を実施する事業です。

■実績

(人/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用人数	6,217	7,603	6,617	6,734	7,215

■量の見込み・確保方策

(人/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用人数	6,480	6,120	6,000	6,240	5,880

みなかた・片桐両保育園で実施します。保護者の就業率上昇や核家族世帯の増加からニーズが高くなってきています。特に、3歳未満児の延長保育利用ニーズが高い傾向です。ニーズの上昇と出生数の減少を加味した量を見込んでいます。

⑩ 病児・病後児保育事業

病児及び病後児について、病院または保育所などに付設された専用スペースなどにおいて、看護師などが一時的に保育などをする事業です。

■実績

(人日/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
利用回数	8	0	35	90	104

■量の見込み・確保方策

(人日/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用人数	100(240)	100(240)	100(240)	100(240)	100(240)

()内は、村内に病後児受入施設を新設した場合の見込み

受入施設が2施設へ増え、利便性が向上しました。下伊那方面へ勤務する家庭は不便とする意見もあり、村内に病後児を受入れることができる施設設置を検討しています。新設となった場合は年間240人程度の確保を見込みます。

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後や長期休業などの学校休校日において、保護者が就労などで不在のため適切な保護が受けられない児童に対し、適切な遊び場及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

■実績

(人/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
低学年 + 高学年	6,726	7,604	5,457	7,747	11,654

■量の見込み・確保方策

(人/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
低学年	6,384	6,552	5,376	5,544	4,956
高学年	1,848	1,932	2,604	2,436	2,016

「中川村児童クラブ」で実施します。低学年を中心に利用登録率が高い状況です。さらに、夏休み期間には利用が増加し、施設収容に課題が出ています。今後は平日の利用人数増加や夏休み休業中の受入対策を検討し、具体策を講じます。また予定されている新しい学校建設に併せて、児童クラブ設置場所や運営のあり方についても検討を行い、方向性を定めます。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況などを勘案して、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加費などを助成する事業です。

これまで実績はなく、量も見込んでいませんが、該当する世帯の把握に努め、必要に応じて事業実施を検討します。

⑬ 産後ケア事業

出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポートなどを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

■実績

(人回/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施回数	2	0	2	3	6

■量の見込み・確保方策

(人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
実施回数	1	1	1	1	1

わずかですが利用実績があり、母の身体回復や育児技術の習得、産後うつなどメンタルヘルスケアが継続的に必要となります。今後も一定の量を見込んでいます。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

家事や育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラーがいる家庭などを訪問支援員が訪問し、育児や家事などの支援を行う事業です。

■実績

(人回/年)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
実施回数					0

■量の見込み・確保方策

(人回/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
実施回数	3	3	3	3	3

令和6年度(2024年度)より実施を開始した事業です。利用実績はありませんが、今後も必要に応じて実施できる体制を維持し、事業を継続します。

⑮【新】こども誰でも通園制度

就労要件を問わず、誰でも月一定時間までの利用可能枠の中で柔軟に保育施設などを利用できる事業です。

■量の見込み・確保方策

(人/年)

	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)	令和10年度 (2028年度)	令和11年度 (2029年度)
利用人数	75	150	150	150	150

新設する事業です。令和7年度（2025年度）の途中から試行的に実施し、令和8年度（2026年度）から本格的に実施する予定です。

⑯ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設などへの民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した、特定教育・保育施設などの設置または運営を促進するための事業です。これまでの実施実績はありませんが、必要に応じて調査・研究を行います。

第6章 計画の推進

1. 進捗管理

本計画を実行性あるものとして推進するため、毎年開催する「中川村子ども・子育て会議」において、計画に定めた事業の実施状況を点検・評価します。その中で、進捗が思わしくない事業や、社会情勢の変化などのために実施上の新たな問題が生じている状況などがみられた場合は、適宜問題点の把握・改善点の検討などを行い、必要に応じて計画の内容を見直します。

また、計画期間の最終年度となる令和11年度（2029年度）には、期間中の成果や残された課題の振り返りを行うとともに、その時点における保護者や子ども・若者などの状況を踏まえて、次期計画を策定します。

2. 推進体制

（1）こども家庭センターを中核とした連携・協働

こども・若者支援の施策を推進するにあたっては、行政機関だけでなく、家庭、教育・保育機関、地域、支援機関などが相互に連携・協働しながら取り組むことが重要です。中川村こども家庭センターが中核となり、幅広い主体と適宜連携・協働して施策を推進していきます。

また、計画や各種支援事業を広報・周知することに努め、本計画の理念やこども・若者支援の取組について住民へ理解を深めるよう促します。

（2）幅広い世代の住民と協働した地域づくりの推進

こども・若者の見守り、交流、居場所づくり、困った時の相談先などについては、行政や支援機関、教育機関のみならず、地域全体で環境づくりを進めることが求められます。また本村では人口減少が今後も続く見込まれており、その中で限られた人的・社会的資源を活かして、暮らしやすい地域づくりを進める必要があります。

そこで本計画の個々の事業にあたっては、こども・若者施策のみならず、福祉や賑わい創出など様々な分野を横断して地域づくりを進めるという視点のもと、幅広い世代の住民の協働による実施を図り、持続可能な地域づくりにつなげます。

資料編

1. 策定の流れ

本計画の策定にあたっては、保育や子育て支援に関するデータの把握に加え、以下の方法で現状把握や意見の聴取・交換を行い、本村のこどもを取り巻く課題に基づいた施策を検討しました。

■令和5年度（2023年度）

月	実施事項	内容など
3月	第1回子ども・子育て会議	・計画策定の趣旨の共有 ・住民アンケート調査の内容についての意見交換
3月	住民アンケート調査の実施	・保護者（未就学児・小学生）、小中学生、若者を対象とした子育てや生活状況などについての調査

■令和6年度（2024年度）

月	実施事項	内容など
6月	住民アンケート調査結果の共有	
7月	第2期子ども・子育て支援事業計画の事業評価	・実施事業の主な成果・課題などを確認
8月	第2回子ども・子育て会議	・こどもや子育てを取り巻く本村の現状・課題の共有 ・施策体系案についての意見交換
11月	中学生ワークショップ、高校生ワークショップの開催	・こどもが主体となった、こどもを取り巻く環境の改善についての意見交換
1月	第3回子ども・子育て会議	・計画素案についての意見交換
2月	パブリックコメント	
3月	第4回子ども・子育て会議	・計画成案の確認と承認

〈中学生・高校生ワークショップの実施概要〉

	開催場所	参加者数
中学生ワークショップ	中川中学校	中学生 48 人
高校生ワークショップ	中川村役場	高校生 4 人

2. アンケート調査の結果概要

(1) 保護者アンケート調査

子育て世帯の保護者の意識・生活状況を把握するために、アンケート調査を実施しました。調査は、小学校未就学児童（以下、未就学児）の保護者と、小学校に入学している児童の保護者を対象とし、それぞれに向けて個別の調査票を作成して実施しました。

調査票は令和6年（2024年）3月1日より郵送配布を開始し、3月24日までの期間、紙調査票の返送またはWebフォームによる回答を受け付けました。なお、1家庭に複数の対象がいる場合は、未子のみを調査対象とし、1家庭で複数の調査票に回答するケースがないよう重複を避けて対象を抽出しました。各調査票の配布・回収の状況は以下のとおりです。

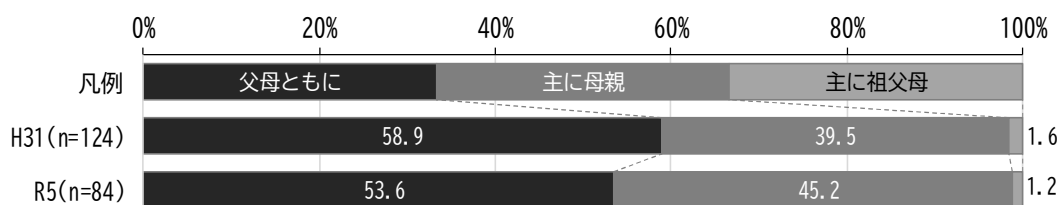
対象	配布数	回収数	回収率
未就学児保護者	154人	93 (うち Web56)	60.4%
小学生保護者	182人	102 (うち Web58)	56.0%

① 家庭・子育ての現況

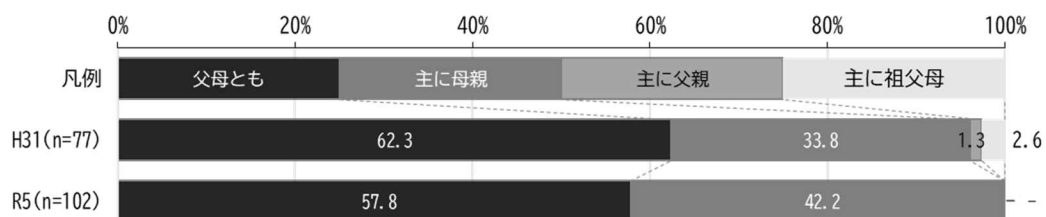
- 家庭内のこどもの人数については前回調査から大きな変化はありませんが、「子育てを主に行っている人」において「主に母親」の割合が未就学児保護者で5.7ポイント、小学生保護者で8.4ポイント、前回調査から増加しています。

【子育てを主に行っている人】

〈未就学児保護者〉

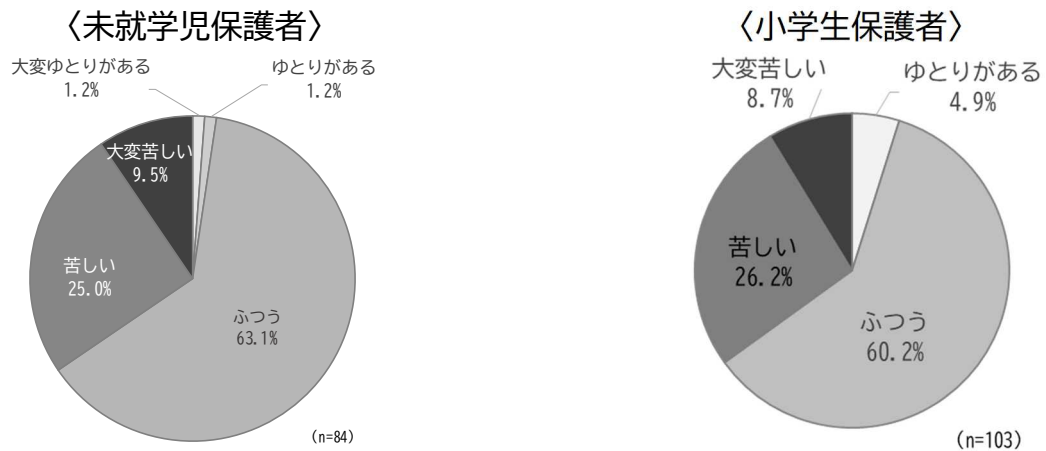


〈小学生保護者〉



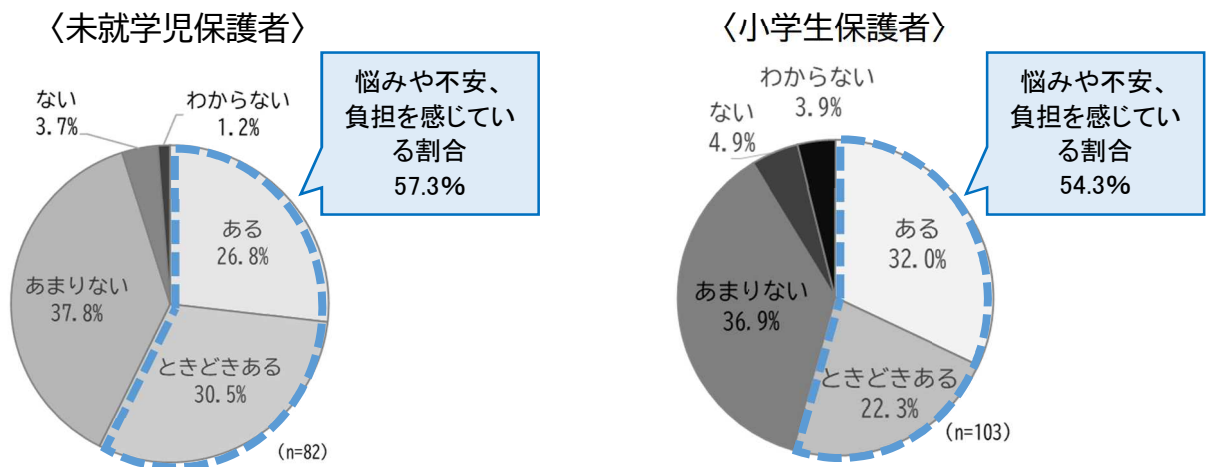
- 「暮らしにゆとりがあるか」について聞いたところ、「苦しい」「大変苦しい」の合計割合は未就学児保護者で 34.5%、小学生保護者で 34.9%となっており、約3人に1人の水準です。

【暮らしのゆとり】



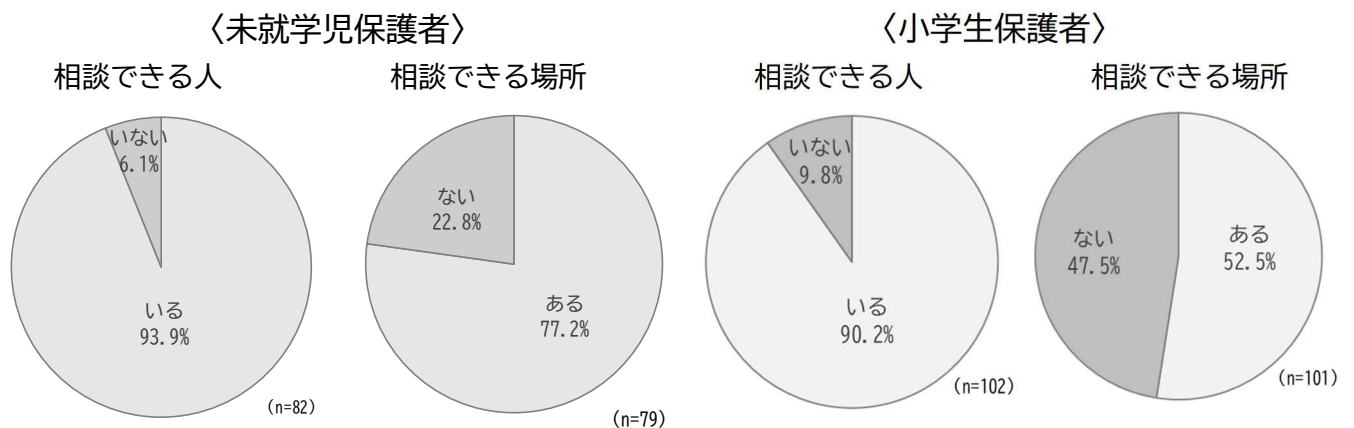
- 「子育てをする上での悩みや不安」がある割合は、未就学児保護者で 57.3%、小学生保護者で 54.3%といずれも過半数を超えています。

【子育てをする上での悩みや不安の有無】



- 相談できる人が「いない」割合は未就学児保護者で 6.1%、小学生保護者で 9.8%、相談できる場所が「いない」割合は未就学児保護者で 22.8%、小学生保護者で 47.5%です。

【相談できる人・場所】



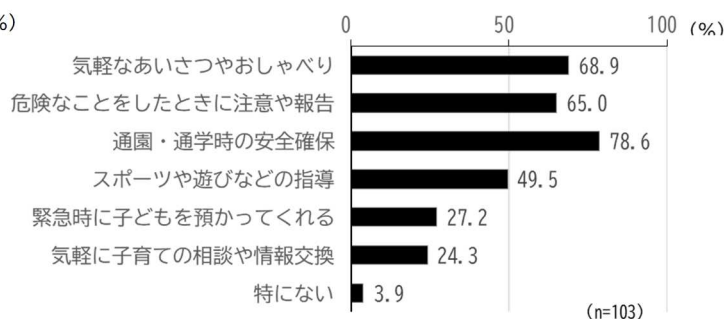
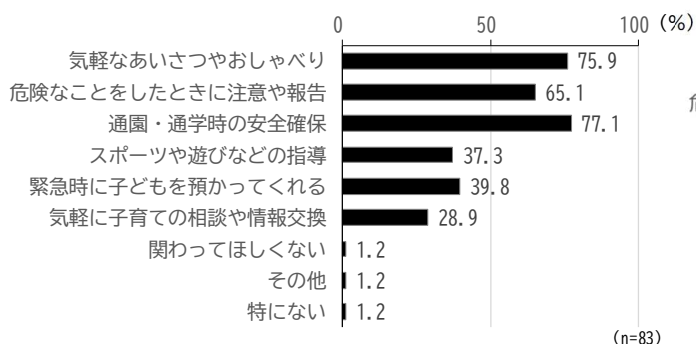
②子育て環境への考えや支援事業に対するニーズ

- 子育て環境について地域に期待することをみると、「通園・通学時の安全確保」「気軽なあいさつやおしゃべり」「危険なことをしたときに注意や報告をしてくれること」の3つが未就学児保護者・小学生保護者いずれでも上位となっています。

【子育て環境について地域に期待すること】（複数回答）

〈未就学児保護者〉

〈小学生保護者〉



- 各種の子育て支援事業については、概ね認知度は80%を超えていますが、80%未満となったのは未就学児保護者で「保健センターの情報・相談」「教育委員会の教育相談」「ショートステイ」、小学生保護者で「教育委員会の教育相談」「ショートステイ」となっています。
- 利用割合が高い子育て支援事業は、未就学児保護者では「保育園の開放日」（63.2%）、「ベビークラス」（52.6%）、「幼児すこやか学級」（49.1%）など、小学生保護者では「保健センターの情報」（52.0%）、「ファミリーサポートセンター事業」（48.0%）などとなっています。
- 利用意向が高い子育て支援事業は、未就学児保護者で「保健センターの情報・相談」（42.9%）、「病児・病後児保育」（40.5%）、「ショートステイ」（38.1%）など、小学生保護者では「ショートステイ」（54.8%）などとなっています。

【子育て支援事業の認知度・利用割合・利用意向】

〈未就学児保護者〉

〈小学生保護者〉

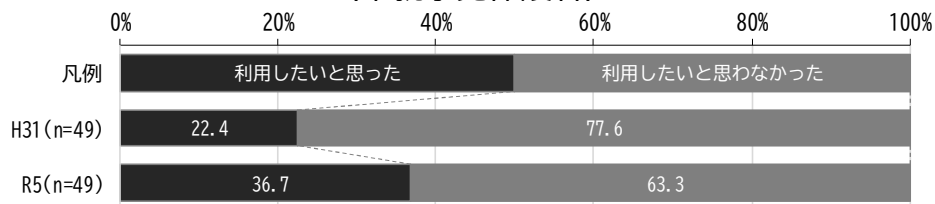
	知っている (n=84)	利用した (n=57)	今後利用したい (n=42)
母親学級	86.9	40.4	9.5
ベビークラス	89.3	52.6	14.3
保健センターの情報・相談	77.4	26.3	42.9
保健福祉課・相談窓口	83.3	17.5	16.7
幼児すこやか学級	89.3	49.1	26.2
教育委員会の教育相談	77.4	1.8	26.2
保育園の開放日	100.0	63.2	31.0
病児・病後児保育	89.3	14.0	40.5
ファミサポ事業	90.5	38.6	33.3
一時預かり	88.1	8.8	19.0
ショートステイ	76.2	0.0	38.1
おひさまクラブ	89.3	21.1	28.6

	知っている (n=95)	利用した (n=25)	今後利用したい (n=17)
保健センターの情報	90.5	52.0	45.2
保健福祉課・相談窓口	87.4	8.0	41.9
教育委員会の教育相談	75.8	8.0	45.2
病児・病後児保育	89.5	20.0	48.4
ファミサポ事業	84.2	48.0	38.7
一時預かり	88.4	20.0	45.2
ショートステイ	67.4	0.0	54.8

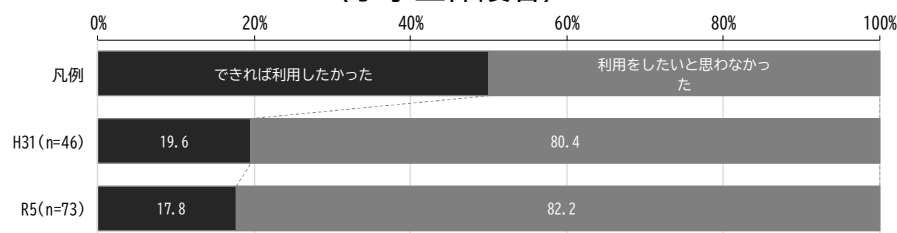
- こどもの病気やケガの際に、病児・病後児保育やファミリーサポートセンター事業の利用意向があるのは、未就学児保護者で 36.7%、小学生保護者で 17.8%です。未就学児保護者では、前回調査から 14.3 ポイントの増加となっています。

【病児・病後児保育やファミリーサポートセンター事業の利用意向】

〈未就学児保護者〉



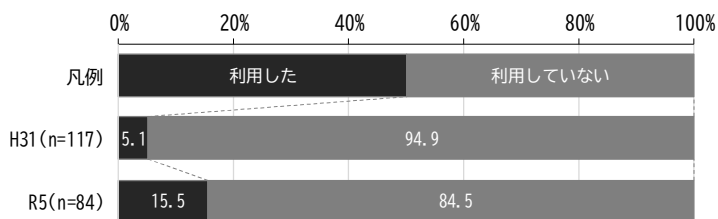
〈小学生保護者〉



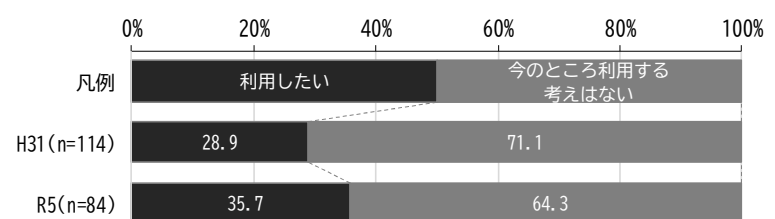
- 未就学児保護者における一時預かり・預かり保育の利用割合は 15.5%で、前回調査から 10.4 ポイント増加となっています。また、今後の利用意向も 35.7%あり、前回調査から 6.8 ポイント増加となっています。

【一時預かり・預かり保育の利用有無・利用意向（未就学児保護者）】

〈利用した割合〉



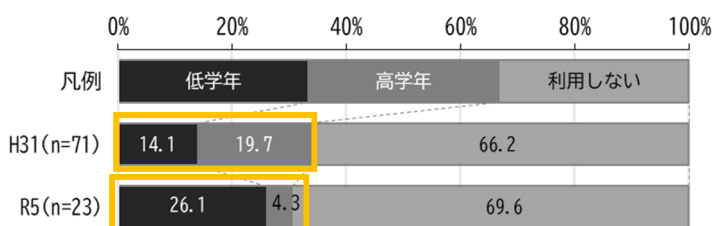
〈今後利用したいと思う割合〉



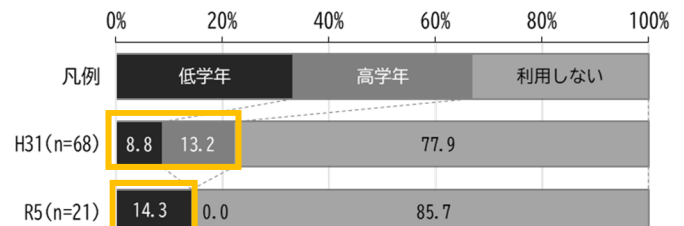
- 未就学児保護者の、平日以外の放課後児童健全育成事業の利用意向は、土曜日で 30.4%、日曜日・祝日で 14.3%です（低学年のみの利用意向及び高学年までの利用意向の合計）。前回調査に比べると、高学年までの利用意向は減少しています。

【平日以外の放課後児童健全育成事業の利用意向（未就学児保護者）】

〈土曜日の利用意向〉



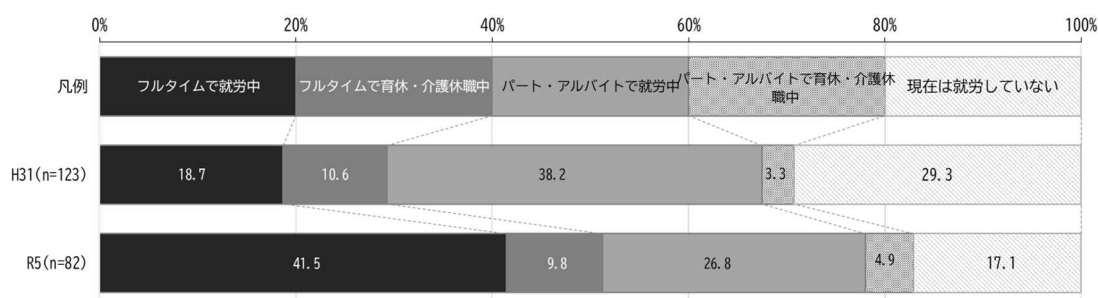
〈日曜日・祝日の利用意向〉



③保護者の就労状況

- 未就学児保護者における母親のフルタイム就労の割合（休職中を含む）は51.3%で、前回調査から22.0ポイントと大きく増加しています。

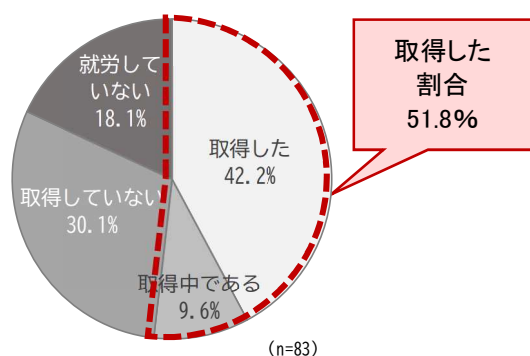
【母親のフルタイム就労の割合（未就学児保護者）】



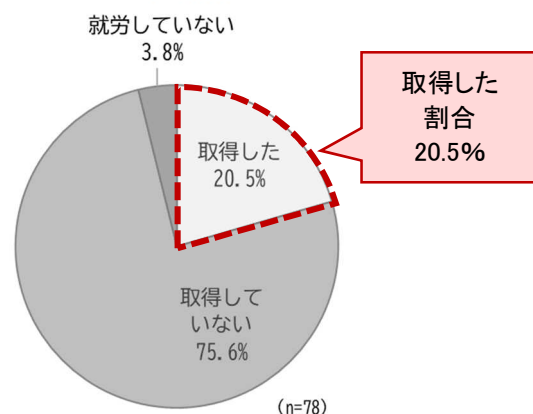
- 未就学児保護者の育児休暇の取得割合は母親で51.8%、父親で20.5%となっています。

【育児休暇の取得割合（未就学児保護者）】

〈母親〉



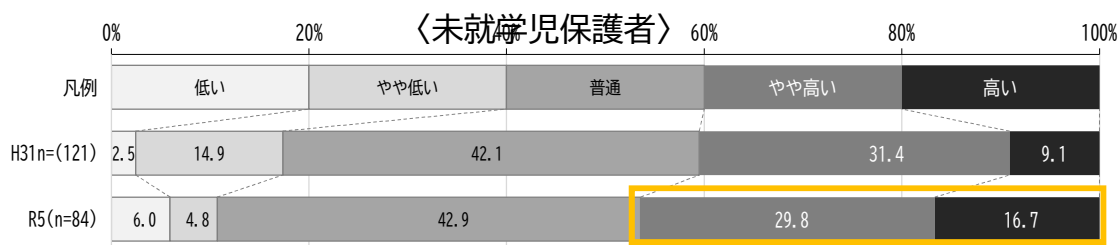
〈父親〉



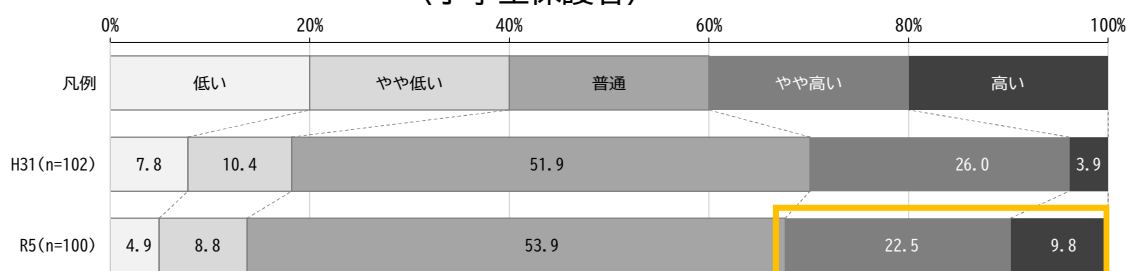
④子育て環境についての満足度

- 「高い」「やや高い」の合計割合は、未就学児保護者で46.5%、小学生保護者で32.3%となっており、前回調査からそれぞれ6.0ポイント、2.4ポイント増加しています。

【子育て環境の満足度】



〈小学生保護者〉



(2) こども・若者アンケート調査

こども・若者の意識・生活状況を把握するために、アンケート調査を実施しました。

調査は、小学校5年生、6年生及び中学生を対象とした「こどもの生活状況調査」、16歳～25歳の若者を対象とした「若者の生活状況調査」の2種類を実施しました。

調査票は令和6年（2024年）3月1日より郵送配布を開始し、3月24日までの期間、紙調査票の返送またはWebフォームによる回答を受け付けました。各調査の配布・回収の状況は以下のとおりです。

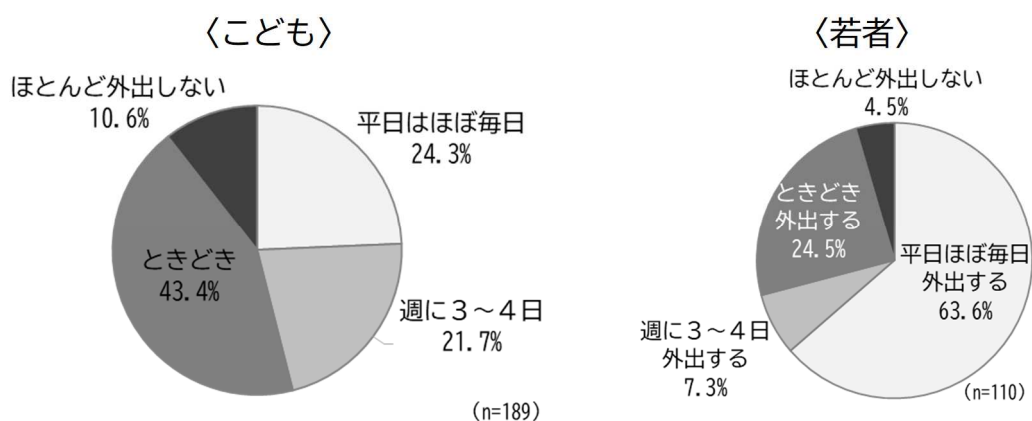
対象	配布数	回収数	回収率
小学校5年生、6年生 中学生	229人	195 (うち Web23)	85.2%
16歳～25歳の若者	345人	112 (うち Web75)	32.5%

※以下、子どもの生活状況調査の結果は〈こども〉、若者の生活状況調査の結果は〈若者〉として示す。

① 外出頻度と居場所

- ・日常的な外出頻度をみると、〈こども〉では「ときどき外出する」が43.4%と最も高くなっています。「ほとんど外出しない」は10.6%です。〈若者〉では「平日ほぼ毎日外出する」の割合が最も高く63.6%で、「ほとんど外出しない」は4.5%です。

【外出頻度】



- 日常的な居場所でほっとできるかを聞くと、「そう思う」の割合は〈こども〉〈若者〉とも「自分の部屋」「家庭」に次いで「インターネット空間」が高くなっています。

【ほっとできる居場所】

〈こども〉

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
自分の部屋(n=188)	80.9%	12.2%	2.1%	0.5%	4.3%
家庭(実家や親せきの家を含む)(n=186)	62.4%	27.4%	4.8%	1.6%	3.8%
学校(卒業した学校を含む)(n=182)	23.6%	33.0%	18.1%	12.1%	13.2%
地域(住んでいる地域、図書館や公民館、公園などの建物など)(n=183)	16.9%	31.1%	14.2%	19.1%	18.6%
インターネット空間(SNS、YouTubeやオンラインゲームなど)(n=186)	26.9%	31.2%	16.7%	9.7%	15.6%

〈若者〉

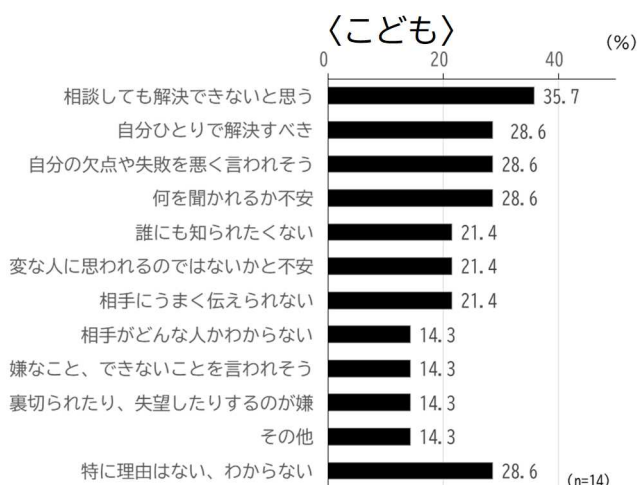
	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらかといえば そう思わない	そう思わない	わからない
自分の部屋(n=111)	81.1%	12.6%	1.8%	1.8%	2.7%
家庭(親戚の家を含む)(n=111)	64.0%	26.1%	3.6%	2.7%	3.6%
学校(卒業校を含む)(n=111)	32.4%	34.2%	10.8%	15.3%	7.2%
職場(過去の職場も含む)(n=104)	22.1%	17.3%	13.5%	9.6%	37.5%
地域の施設(図書館・公園等)(n=111)	19.8%	36.0%	17.1%	7.2%	19.8%
インターネット空間(n=111)	45.0%	36.9%	8.1%	4.5%	5.4%

② 困りごとを相談しない理由

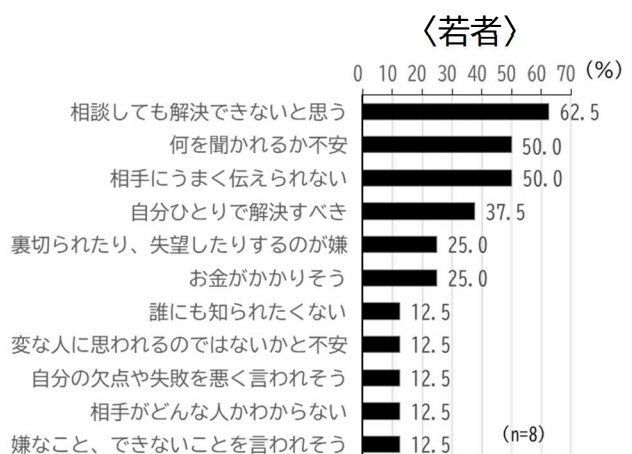
- 日常生活で困りごとがあった時、誰にも相談しないと回答した人にその理由を聞くと(複数回答)、〈こども〉〈若者〉ともに「相談しても解決できないと思うから」が最も割合高くなっています。〈こども〉ではほかに「自分ひとりで解決すべきだと思うから」「自分の欠点や失敗を悪く言われそうだから」「何を聞かれるか不安に思うから」、〈若者〉では「何を聞かれるか不安」「相手にうまく伝えられない」「自分ひとりで解決すべき」などの回答が上位となっています。

【日常生活の困りごとを相談しない理由】(複数回答)

〈こども〉



〈若者〉



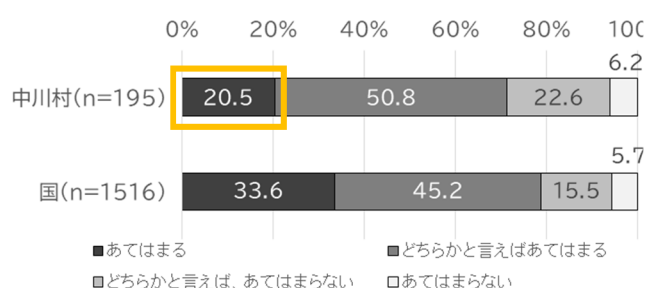
③ 自己肯定感、将来への希望、孤独感

- ・本村の〈こども〉の自己肯定感、将来への希望、孤独感について、全国調査結果と比較すると、いずれの数値も全国に比べて低い（孤独感が高い）状況となっています。
- ・〈若者〉についても同様に全国と比較すると、全国を下回っているのは将来についての希望のみとなっています。

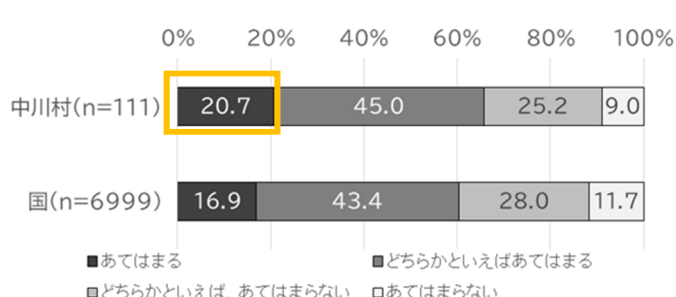
- 自己肯定感（現在の自分が好きかとの質問に「あてはまる」と答えた割合）は、全国に比べると〈こども〉は低く〈若者〉は高くなっている。
- 将来についての希望は、全国に比べると〈こども〉〈若者〉ともに「持っている」の割合が低い。
- 孤独感は、「いつもある」「ときどきある」「たまにある」の合計をみると、全国に比べて〈こども〉は高く、〈若者〉は低い。

○現在の自分が好きか

〈こども〉

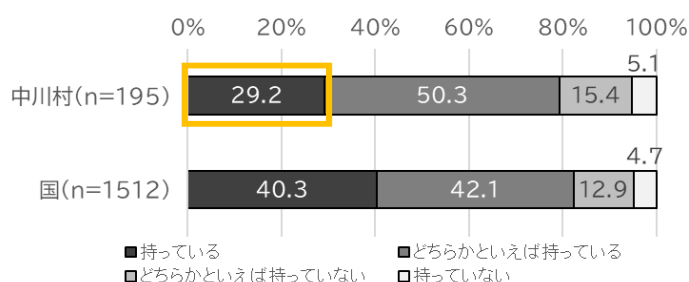


〈若者〉

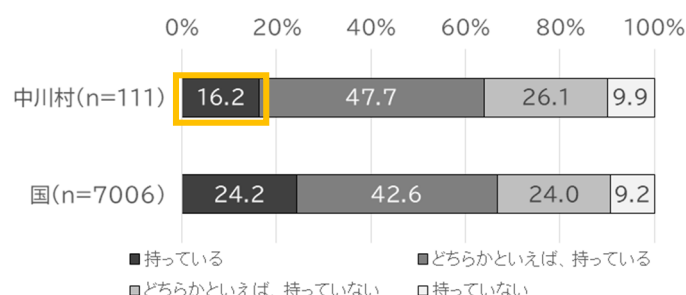


○将来について明るい希望を持っているか

〈こども〉

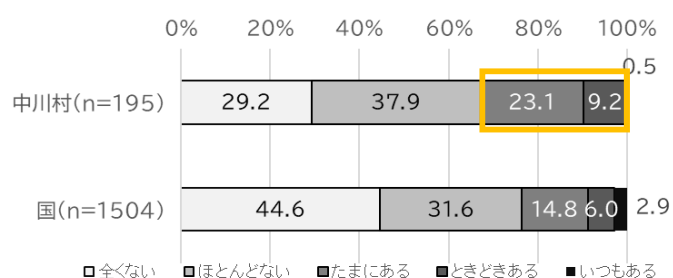


〈若者〉

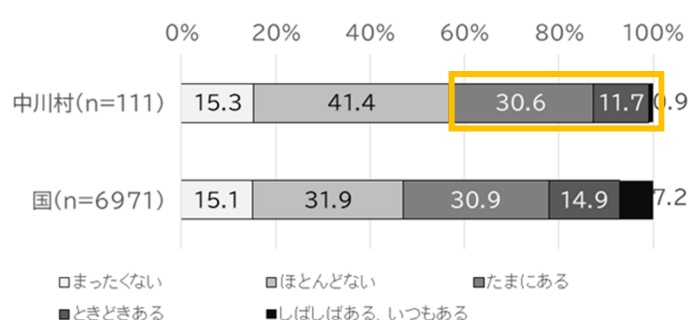


○孤独と感じることがあるか

〈こども〉



〈若者〉



3. 中川村子ども・子育て会議 設置要綱

平成27年3月25日要綱第3号

中川村子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。次条第1号において「法」という。）第21条の規定に基づく次世代育成支援対策協議会として、中川村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第8条に規定する行動計画の策定に関すること。
- (2) 前号に規定する計画の推進に関すること。
- (3) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、村長が委嘱する。

- (1) 一般村民
- (2) 村議会の議員
- (3) 関係団体の代表者又は推薦を受けた者
- (4) 識見を有する者

3 村長は、前項第1号に規定する一般村民のうちから委員を委嘱しようとするときは、公募を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 子ども・子育て会議の事務局は、保健福祉課に置く。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

4. 中川村子ども・子育て会議 委員名簿

	区 分	氏 名	地区名	役 職	備 考
1	村議会議員	大島 歩	中通		厚生文教委員
2	教育委員会	下平 裕司	渡場	会長	教育長職務代理
3	教育委員会	中川 由美	小和田		教育委員
4	民生児童委員	米山 千年	沖町	副会長	民生児童委員
5	民生児童委員	遠山 宏子	南原		主任児童委員
6	小中学校 PTA	北島 泰治	渡場		中学校 PTA 会長
7	二園保育園連絡協議会	久保田 雄大	小和田		片桐保育園保護者会長
8	二園保育園連絡協議会	米山 美季	三共		みなかた保育園女性委員
9	児童クラブ	宮澤 己江	美里		主任支援員
10	バンビーニ	矮松 芳栄	北組		バンビーニ支援員
11	村民	松原 沙織	中央		住民（公募）
12	村民	富永 京子	南原		住民（公募）

（敬称略）

第1期中川村こども・若者支援計画

発 行： 中川村
編 集： 中川村 保健福祉課
住 所： 〒399-3892
長野県上伊那郡中川村大草 4045-1
電話 0265-88-3001（代表）
発行年月日： 令和7年3月
